

第五回國會 衆議院 労働委員会 議録 第十六号

昭和二十四年五月十日（火曜日）  
午前十一時二十五分開議

出席委員

- 委員長 倉石 忠雄君
- 理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君
- 理事 三浦寅之助君 理事 吉武 惠市君
- 理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君
- 理事 春日 正一君 理事 島田 末信君
- 麻生太賀吉君 大橋 武夫君
- 小淵 光平君 佐藤 親弘君
- 篠田 弘作君 塚原 俊郎君
- 船越 弘君 松野 頼三君
- 青野 武一君 大矢 省三君
- 小川 半次君 土橋 一吉君
- 石野 久男君

出席政府委員

- 出府政府委員 鈴木 正文君
- （検務局長） 高橋 一郎君
- 法務廳事務官 山崎 岩男君
- 労働政務次官 賀來才二郎君
- （労働局長） 賀來才二郎君
- 労働事務官 松崎 芳君
- （労働局長） 賀來才二郎君
- 課長 労働事務官 松崎 芳君
- 委員外の出席者 法務廳事務官 平賀 健太郎君
- 専門員 濱口金一郎君

五月九日

委員東井三代次君及び石野久男君辞任につき、その補欠として早稲田柳右エ門君及び岡田春夫君が議長の名で委員に選任された。

同月十日 委員岡田春夫君辞任につき、その補

第一類第十五号 労働委員会議録

第十六号 昭和二十四年五月十日

欠として石野久男君が議長の名で委員に選任された。

五月七日

労働法規改正反対に関する請願（春日正一君外二名紹介）（第一三二七号）

同（聽濤克己君外二名紹介）（第一三二八号）

同（石田一松君紹介）（第一三二九号）

労働法規改正反対に関する請願（淺沼稻次郎君紹介）（第一三三〇号）

労働法規改正反対に関する請願（聽濤克己君外一名紹介）（第一三八八号）

同外一件（石野久男君紹介）（第一三八九号）

同月九日

の審査を本委員会に付託された。

労働関係法規改正反対の陳情書（日本労働組合総同盟銚子地区協議会仲村脩三外三十二万五千名）（第三二六号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

労働組合法案（内閣提出第一四九号）

労働関係調整法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五〇号）

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案（内閣提出第一五六号）

〔筆記〕

倉石委員長 ただいまより会議を開きます。

労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案を議題に供します。

都合により懇談会に入ります。

〔午前十一時二十六分懇談会に入る〕

〔午前十一時五十九分懇談会を終る〕

倉石委員長 懇談会を終り再開いたします。午後一時まで休憩いたします。

午後零時休憩

午後二時十二分開議

〔以下速記〕

吉武委員長代理 それでは休憩前に引続きまして会議を開きます。春日正一君。

春日委員 この法規改正が首切り、企業整備、工場閉鎖、賃金引下げ、こういうので労働組合を弱め、既得権を剥奪するために、提案されたものだという点についてこの間質問しました。が、そういうことはないというふうなお答えであつたのですけれども、さらに細目について、その点を質問したいと思います。

第一番に現行法の二十五條の平和條項、二十一條の協約相互遵守の義務、これが今度の法案では削除されておる。ところで平和條項が削除されるといふことは、労働攻勢が上つておるといふことは、資本案の方が平和條項を欲しておる。なるべく時間をかけて引きず

つた方が得だから欲しておるけれども、今出て来ておるような首切り、企業整備、工場閉鎖、こういう既得権を剥奪して行こうという時期になれば、今度は平和條項が資本案の方のじやまになつて来る。工場閉鎖をしたい、これを経営協議会でもんで、労働委員会に提訴して、さらに中央労働委員会にかけて最終まじりになるまでには、三月、半年かかつてしまふ。それでは資本案はぐあいが悪いから、こういう條項は削除するといふようなことを考えたのではないか。これについての説明にはそういうつもりはない、当然こういうことは書かなくてもわかつておることなんだから、削つたのだというふうに言われておりますけれども、これは今までも指摘されたように、書かなくてもわかつておることを、たとえは暴力行為は正当な争議行為とみなさぬというふうな、わかりきつたことでも、大きく、ことさらしく書き立てている場所もある。組合員は一切の権利を平等に受けなければならぬ。これは労働組合としては最もあたりまえのこと、やつておることだけれども、しかもそれをことさらしく書き立てている。そうしてその上で、青年部を弱体化されるようなことを書かれておる。そういう点から見ると、この二箇條を削除したといふことは、今私が言つたような意味で、資本案がさしたつての首切り、企業整備をやるために、まずそういうじやまになるものをつつてしまふ。さらにこれを今度出て

おる案の十五條第二項の協約自動延長を禁止する、そして一方的な破棄を可能ならしめておるといふ條項と結びつけて考へるならば、当然これは首切り、企業整備をやるためにやられておるものだし、同時にこの法案の提出の説明にあつて、この法案の立案を急いだ理由は、経済九原則の実施、その他客観的な条件の必要に迫られたといふふうな趣旨のことを繰返されておることを見ましても、明らかに資本案の労働階級に対する、攻撃の足場をつくるものだというふうな断定できると思ふ。そういう点で政府がそういう意図はありませんかというふうに言つておるけれども、われ／＼は納得できない。だから、さらにこれらの点について御答弁願いたい。

賀來政府委員 本法案の立案の建前につきましても、先日申上げた通りでございます。なるべく簡素なものにいたしました。当然かあるべきものはというふうな規定は、これは削除するようにいたしましたこと、並びに二十五條につきましても、現行法施行以來三箇年間実効をあげておりました。さらに二十五條の規定があらますために、かえつて労働協約に平和條項が入りにくいといふふうなこともありません。従いまして御指摘のようでありまして、これを削除したといふやうな、かような意味でこれを削除したといふ意向を持つていないことは、先日申上げた通りであります。

倉石委員長 ただいまより会議を開きます。

倉石委員長 たゞいまより會議を開きます。

倉石委員長 たゞいまより會議を開きます。

倉石委員長 たゞいまより會議を開きます。

倉石委員長 たゞいまより會議を開きます。

倉石委員長 たゞいまより會議を開きます。

第一類第十五号 労働委員会議録

第十六号 昭和二十四年五月十日

す。ただ午前中にも御指摘のありましたように、労働協約というものは、労資の関係を平和的に秩序を保つための協定でありまして、使用者側におきまして、故意に、あるいはいたずらに労働協約を無効状態に持つて行こうとするような態度に出ました場合には、これは労働省としても非常に遺憾に考へますので、十分さようなことのないように、使用者に対しては、われわれは注意を喚起し、その指導教育に当ります。

○春日委員 非常にけっこうなお考えでありますけれども、実際行われておるところを見ると、たとえば東芝の一方的な労働協約の破棄、それから日本セメント等の例というように、全国に労働協約の一方的な破棄、首切り、こういうものが現在行われておる。ところが、政府は労働者が何かストライキと出してもそれを押えるようなことをやるけれども、こういう問題については、すでに三月以来頻発しておるが、何らそれに対しては言われておらない。そういうの声明も出されておらない。そういうことになると、やはりわれわれはこの法律制定のそういうお考えの趣旨を、疑わざるを得なくなつて来る。

それからその次に移りまして、第一條の目的を不当に制限しておる。特に第二項においては、正当なる争議行為の解釈というもので、暴力的行為は一切いかにぬという意味の規定を、これほど明白な規定を、ことさらにつけ加えて、そうしてその暴力の解釈いかに、どうにも官憲が争議に干渉できるようなこともやつておるし、さ

らに非組合員の範囲を拡大して、多くの労働者から團結権を奪う、そうして組合の内部を割つて、力を非常に弱めるといふような規定が入つておる。さらに第五條では、専従者の給與その他組合経費、今まで労働運動の結果としてとつて来たものを、これを奪ひとつておるといふような例を見ると、今私の言つた二十五條、二十一條、十五條の關係だけではない、こういうような一点から見ても、明らかに資本家の攻撃というものを容易ならしめる。じやまになるものをとつてしまつて、労働者に力になるものを縛りつけるということが、條文の上にもはつきり出ておるわけですよ。特に問題になるのは、組合の自主性、民主性というものを非常に強調しながら、一方では労働争議中に起つて来る第二組合、たとえば豊和工業の第二組合のごときは、周囲の事情から判断して、明らかに資本家の意思を受けてこれの御用をつとめる組合であることは、だれの目にも見てもわかる。あるいは旭化成の場合でも、そういうことは明らかである。ところが、そういうことに対して何ら取締りの規定もないし、現在まで取締られたこともない。むしろそういう人たちの暴行、暴力というものが、裁判所なり警察なり、そういう國家権力によつて守られておる、資本家からも当然守られるといふような取扱いが、今までそういう場合にほとんど大部分受けられたといふような事態、こういうものから見て、この法案のねらいが、私が最初に言つた問題に、どうしても掃蕩して来るといふよに感ぜざるを得ないと思ふ。それからもう一つの大きな問題は、労働關係調整法、その他を見まし

ても、調停案の解釈事項がきまるまでは、とにかくストライキをやつてはいかぬといふような事項が二十六條の第三項に入つておる。ところが電産の調停案のあの例を見ても、去年の三月から七月、八月まで話がきまらなかつた。こういうことは、決して労働者のために有利な立場でそれをやつておるわけじゃない。電産の場合には、賃金を上げると言つたのを上げてくれないう。そのために紛議が起つておる。しかもきまるまで双方行動に出てはならぬといふことになりまして、これはけんかの仲裁の原則がそうだ、そうでありませぬけれども、にくいものを押える。押えられない方はなくつてしまふ。それと同じくつて、この調停案の解釈がきまるまで行動に出るなといふことが、結局政府が法の力で労働者を押えて、そうしていつまでも労働者を兵糧攻めにして結局負けさせるという結果になる。これはいろいろの問題として、実際に現われておる問題として、うなる。それから第三十七條の冷却期間のむしかえしでも、三十日冷却期間を置いて六十日、また三十日冷却期間、こういうようなべらぼうなことを言つておられますけれども、しかし早期に解決することを望むのは、これはむしろ労働者の方だ。賃金値上げの場合でも、切り下げられた場合でも、常に労働者としては早く解決して賃金をもたらわなくちやならないから、どうしても早く解決を急いでおる。だから午前中に懇談の際に、私は全電連とか、炭

で争議を長引かしたとかいふことでなく、三月の調停の條件を会社不履行したといふ点で、あれだけ長い争議になつておるといふことを考えると、この法案は、首切りを予定しての使用側擁護の立場を蔵しておるのだから、この御質問であつたように承ります。これは午前中大臣から特に春日委員に答弁を申し上げました通り、われわれ労働省といたしましては、労資の關係が何等で正常な状態に保持せられるように、それがためには、労働者は労働組合を組織して使用者に相対する。この労働組合がその團結権を守られ、団体交渉権を正常に活用せられ、なお団体行動を保護せられてしるべきものである。この労働組合を擁護し、同時に使用者側は正常な立場をもちまして、この労働組合に相対して、もつて両者相協力いたしまして、経済の興隆に資してもらいたいというものが、本法案立案の趣旨であります。同時に、現行法もさような趣旨でできまして、その不備を是正するといふ立場でやつて参つたのであります。従いまして公聴会等で労資双方から述べられました意見は、さような趣旨を取入れて参つておりますし、また使用者側は、われわれのとりました経過に對しまして、不十分であるといふ不満の意も相対しておるような状況であります。しかしながらわれわれといつた行動に対しては、いかに使用者が、自己のいという希望がありましたも、これは絶対に容れるわけには参らないのであります。

解の余地がないと思ふ。そういう点で、さらにそれらの点について納得の行くような答弁ができるなら、やつてもらいたい。

○賀來政府委員 ただいまの春日委員からの、法案全体にわたつては關係條文を例示せられまして、要するにこの法案は、首切りを予定しての使用側擁護の立場を蔵しておるのだから、この御質問であつたように承ります。これは午前中大臣から特に春日委員に答弁を申し上げました通り、われわれ労働省といたしましては、労資の關係が何等で正常な状態に保持せられるように、それがためには、労働者は労働組合を組織して使用者に相対する。この労働組合がその團結権を守られ、団体交渉権を正常に活用せられ、なお団体行動を保護せられてしるべきものである。この労働組合を擁護し、同時に使用者側は正常な立場をもちまして、この労働組合に相対して、もつて両者相協力いたしまして、経済の興隆に資してもらいたいというものが、本法案立案の趣旨であります。同時に、現行法もさような趣旨でできまして、その不備を是正するといふ立場でやつて参つたのであります。従いまして公聴会等で労資双方から述べられました意見は、さような趣旨を取入れて参つておりますし、また使用者側は、われわれのとりました経過に對しまして、不十分であるといふ不満の意も相対しておるような状況であります。しかしながらわれわれといつた行動に対しては、いかに使用者が、自己のいという希望がありましたも、これは絶対に容れるわけには参らないのであります。

〔吉武委員長代理退席、三浦(寅)委員長代理着席〕  
御指摘のように、九原則の厳格な施行

が始めますと、これはあるいは企業整備が行われることになるとは考えますが、その首切りをやらせるために、使用者側に労働組合を弾圧する具にこれを供せよという考えを毛頭持っていないことは、けさ大臣が申し上げた通りでありますので、全体にわたりますしての法案の趣旨で、御了承願いたいと存じております。

○春日委員 大体この問題は打切りですが、ついでにもう一度繰返して御質問します。この法案の提出の際に、たとえ専従者の給與の問題その他の点で、専従者が給與をもらつてゐる、組合長が給與を資本家からもらつてゐる。それで今度代表がILOに出かけて行くのは、はずかしくて行けないというのを何回か言われてゐる。これは山崎次官も言われたし、賀來政府委員も言われてゐる。ところが、このILOの昨年の條約を見ますと、第二條にははつきりと、労働者及び使用者は、いかなる差別をも受けず、かつ事前的認可を受けることなしに、みずから選択する組織を確立する。その組織の諸規約にのみ従つて、これに加入する権利を有する、ということが書いてある。ところが今度の改正案を見ますと、あの案に盛り込まれたしちうるさい規約というふうなもの形式を整えないものは、認可をしない。法のうち外に置くというふうになつておる。また第三條を見ると、労働者及び使用者の団体は、その規約及び規則を作成し、完全なる自由のもとに彼らの代表を選び、かつその運営並びに活動方法を定め、その計画を立案する権利を有するとなつておる。ところがやはりこの法案を見ますと、規約及びそういうもの

に対しての干渉、代表の選り方、運営の方法というふうな点についてまで、こまかに干渉の規定が定められておる。それからその第二項に、公共機関はその権利を制限し、またはその権利に基く合法的な活動を妨げるようないかなる干渉をも差控えなければならぬ、という規定になつておる。それから第四條には、労働者及び使用者の団体は、行政機関によつて解散またはその活動を停止されることはない、というふうになつておる。ところが今度の法案の解釈をお聞きしますと、なるほどこの法に従わぬ労働者の団体も、別に解散させるとは言つてない。しかしこの法の保護を受けたいというふうになつておる。そうすると憲法にきめられておるところの、法の上における人民の平等権というものを差別しておることになる。従つてこれは憲法にも違反して来る條項でありますけれども、同時にこのILOの條約の條文を見ても、それに明らかに抵触しておる。さらに第七條には、労働者及び使用者の団体並びにその連合体、または同盟体による法律上の人格の取得は、上掲第二、第三、第四條の適用を制限するがごとき諸條件をこれにつけられてはならない、というふうになつておる。ところがそういう諸條件が付けられておる。たとえば第五條の條件とか、第二條の條件とか、こういうものに従わぬものには、法を適用しないようにして、それに従つて強制的な法律は、當條約に規定される保障と相反し、またはこれに相反するがごとき適用をされてはならない、というふうになつておる。そうすると、日本政府

の希望するようになり、一刻も早くこういふ國際的な機関に参加し、このILOに正式な代表を送らうということになれば、専従者が給與をもらつておるといふことよりも、むしろこういふ労働組合法を持つておる、労働関係調整法を持つておるということ自体が、國際的な、民主的な世論に対して、非常に恥づべきことであり、當然をうした世論の非難によつて、こういう條項をかえざるを得なくなるようなはめに追い込まれるのではないか。そういう点についての政府の考えを承りたい。

○賀來政府委員 本法案並びに労働法の一部改正に関する法律案につきましては、先日春日委員のこの立案は憲法並びに日本労働組合に関する極東十六原則違反にあらずやという御質問に對しまして、さようではありませぬといふことをお答えいたしました通り「われ」といいたしましては現行の憲法及び日本労働組合に對しまする極東十六原則に違反したものと、考えられていないのでございます。御指摘の、昨年のサンフランシスコで開かれたILOの會議において採択せられたところの労働者の團結に関する條約につきましては、まだ正式に日本はこれに出席することができませぬ、正式の通告を政府に受けておるわけではありませぬので、詳細はよく知りませんが、春日委員のお持ちの資料と同じような資料は、われも持つておりますが、その資料に基いて考へてみましても、われといたしましては、この法案並びに労働法の一部改正法案は、さうな原則に違反しないものである。かように考へておる次第でございます。

○春日委員 大体ただいまの御答弁を

通じて、私にはどうにも納得が行かない。というものは、それはそう解釈しませんが、結局これは水かけ論です。黒いのも、おれには白く見えると言つてみれば、これははたから強制的に白いと言へないかと思ふ。しかし問題は、法律の文句というものは、これはちゃんと言句に現わされてゐるものであつて、法として確定した以上、立案者の考へいかんということよりも、その條文の文句いかんということが、決定的な問題になつて来るということになる。やはりこの法案を讀んでみると、非常に團結権を制限する、あるいは憲法における諸権利を否認するといふ面が多いといふことは、これはひとり私の主観ではないと思ふ。というのは、昨日の公聴会を見ても、大体日経連の代表者三名がこの法案に賛成したばかりであつて、労働組合は中立も、総同盟も、産別系も、こぞつてこの法案にはさういふ点があると言つて反對をしておる。特に公正を期するといふ意味であげられた中立といひますか、學者とか、そういう人たちが、口をそろえて、この法案の憲法違反の点、その他いろいろ労働者を弾圧する点をあげておられるということになりますと、やはり私が言つておることが、決して私一人の立場とか、共産党だけの立場とか、いわゆるあなた方の好んで言われる、一部少数者の片寄つた考へといふことではなくて、全部の國民の良識が、これは憲法違反であり、労働者を弾圧する法であるといふことを断定しておるというふうな、昨日の公聴会の結論から言へると思ふ。むしろそれな

らば、政府の一部の官僚及び巨大な資本家団体、こういうものの片寄つた考へによつて、一方的にこの法案が解釈されて、つくり出されておるといふふうには言へないと思ふ。しかしこれは議論になりません。しかしなおこの法律については、細部の点について各條にわたつて非常に疑義を持つておられますけれども、今度あまり私一人で質問をいたしましたので、一應こゝで打切つて、この次の機会にさらにさういふ点は質問したいと思ひます。

○三浦(實)委員長代理 石田一松君。○石田(一)委員 私は過日本會議で、労働大臣に對して總括的な質問をしたのであります。この際發言の機会を與えられましたので、その總括質問の補足的な意味で、質問をしてみました。私に本會議で質問いたしました一つの大きな要點は、この政府の提案にならざる改正案は、少くも使用者側の意見を主として取入れ、労働者あるいは學識経験者等の中立的な意見といふものは、それほど取上げられていないといふことを申し上げたのであります。去る日のこの委員會に對しては、労働局長より他の委員に對する質問の御答弁で、この点とこの点が労働組合の主張を容れておるといふことをおしやつておるのであります。しかしそれを聞いておりました、それはすべて第一次の労働省試案を根本としてお考へになつておることであつて、私たちが質問をいたしておりました点は、現行法を基準として、それに対して労働組合が要求しておることが、取上げられていないと私は思つたのであります。私が本會議で質問いたしましたし

らば、政府の一部の官僚及び巨大な資本家団体、こういうものの片寄つた考へによつて、一方的にこの法案が解釈されて、つくり出されておるといふふうには言へないと思ふ。しかしこれは議論になりません。しかしなおこの法律については、細部の点について各條にわたつて非常に疑義を持つておられますけれども、今度あまり私一人で質問をいたしましたので、一應こゝで打切つて、この次の機会にさらにさういふ点は質問したいと思ひます。

らば、政府の一部の官僚及び巨大な資本家団体、こういうものの片寄つた考へによつて、一方的にこの法案が解釈されて、つくり出されておるといふふうには言へないと思ふ。しかしこれは議論になりません。しかしなおこの法律については、細部の点について各條にわたつて非常に疑義を持つておられますけれども、今度あまり私一人で質問をいたしましたので、一應こゝで打切つて、この次の機会にさらにさういふ点は質問したいと思ひます。

らば、政府の一部の官僚及び巨大な資本家団体、こういうものの片寄つた考へによつて、一方的にこの法案が解釈されて、つくり出されておるといふふうには言へないと思ふ。しかしこれは議論になりません。しかしなおこの法律については、細部の点について各條にわたつて非常に疑義を持つておられますけれども、今度あまり私一人で質問をいたしましたので、一應こゝで打切つて、この次の機会にさらにさういふ点は質問したいと思ひます。

た、いわゆる労働者の意見が取上げられていないと言った点については、少くとも現行法を基準として考える場合には、私たちの考え方が正しいのではないかとも思いつつておるのであります。鈴木労働大臣が本会議において提案の趣旨を弁明なさいました中に、現行法には労働組合法についても、まだ幾多改正する必要がある部分がたくさんあるが、しかしこれは漸進的にやる。今はこの段階でとどめたという意味の弁明があつたと記憶するのであります。この改正の必要があると言われたのはどういふ点か、その点を明らかにしていただきたい。

○鈴木國務大臣 石田委員の、第一次試案との比較に限らず、現行法との比較において考えるのが、根幹ではないかという検討の態度は、私どもも同感であります。ただ試案に比べてどうかということについては、本質的な問題だと思ひますが、その問題については、現行法の第何條か、多くの部分で、ほとんど、御承知のようにそのまま改正法に入つて来ておる部分が非常に多いのであります。残された部分は、他の委員からも御指摘がありましたが、一、二のものが削除されただけで、しかもその削除された理由は労働当局からお答えしたような理由でありまして、これは御了解を願ひたいと思ひます。

それから御質問の中心はさらに二段三段の改正をやるのか、また過日の本会議で私が言つたまだ多く残されておるといふのはどうか、こういう点について、労働局長から部分的な問題のケースを、今列挙し得る程度において

説明していただきますが、私が大體改正すべき点があると申しましたのは、公聴会その他で、労働者、労働組合側の諸君、経営者側の諸君、また第三者の諸君からいろいろ要望があり、その中にはなるほどと思へるものもあり、この次に思ふものも相当あつたわけでありまして、そういつたわけで、まだ完全に観念もまとまらず、また感覚、諸条件の間においてまとまらず、実現しておりませんが、組合側の言ふところ、経営者側の言ふところ、そういうこととにこだわらず、いいと思ふところを取入れる。そうして必要があれば、断固として改訂するという強い意味におきまして、問題に弾力性を持たせて、率直に自由に考えて行きたい。こういう意味で申し上げたのであります。これはそういう御質問ではあります。せんが、その範囲は、決して経営者の立場における要望がまだ残されておるからという意味ではないのであります。各方面の廣い意味の要望は、かなり公聴会等を通じてわかつておるのであります。それらの点については、労働局長から説明していただきます。

○賀來政府委員 全体といたしましては、先日政務次官から申されましたように、本法案を出し、施行することになりましたならば、これを十分運用することによつて、およそ所期の目的は達成されることだらうとは考えておるのであります。おれ／＼といたしまして事務的に考えまして、將來これを改正することがありました場合、どういふ点を研究しなければならぬかという仮定的な考えを、二、三申してみたいと存じます。

第一は労働協約に関する規定でござ

います。この労働協約の問題につきましては、本法案におきましてはきわめて簡単な條章でありまして、現行法とほとんどかわりはないのであります。單に期間の問題を定めた程度にすぎないのであります。労働協約の繼承の問題であります。將來労働協約の問題については、非常にたくさん問題が出て来る。どうしてもこれを法規によつて明確にしなければならぬという事になりますれば、この点は研究をしなければならぬと考えるのであります。

第二は公聴会等におきまして、また平素もそうでありまして、全國労働委員会の會議におきましても、いろいろ問題になつた点であります。すなわち労働委員会が、原状回復命令を出した際に、この命令が強力な執行力を持つ必要があるという御意見が、今日まで多数あつたのであります。これはごもつとも、今度の法案におきましても、現在の制度の中において可能な限度において、労働委員会の原状回復に関する権限を規定してあるのであります。これを援用いたしました結果、なおこれを強力にする必要があることになれば、これは考慮しなければならぬと考へておるのであります。

第三点は交渉範囲の問題及び団体交渉の手續の問題でございます。試案におきましても研究いたしました結果を出しておきましたが、今日の日本の労働組合の現状におきましては、なお時期尚早の観があるという意味があつたのと、公聴会において非常にこの点はまだ早いではないか、あるいはこれがたにかえつて紛争を來すのではない

かという御意見がござりまして、削除いたしました。しかしながら御承知のように、公共企業における労働関係におきましては、六月一日に施行せられますので、この制度と交渉手續に関する規定が実施せられるのであります。この実施成績は、われ／＼として非常に注目をいたしておるところであります。同時に、現在労働組合が団体交渉にあたりまして、組合が三つにも四つにもなつた結果、使用者側としても非常に便利が悪いし、不利なこともありますが、また労働者にとりましても、不利な面が加味されておるといふ意味から、この問題は將來労働組合の發達の状況を見まして、研究を要するのではないかと考へておるのであります。

以上この法案の立案に当りまして、考へた点の二、三を申し上げた次第であります。

○石田(一)委員 ただいまの政府の説明で、今後も再び労働組合法などが改正されることがあれば、主としてどういふ点が改正されるだらうという、一つの示唆を興えられたと私は考へるのであります。ただいまあげられた第一の労働協約の問題でありますけれども、この労働協約をも今後改正するといふ場合には、労働協約の内容にわたつて改正されるおそれはないか。しかもこの労働協約の問題が次の改正に取上げられるとすれば、労働協約をおとりになるいわゆる手続的な問題、これなどにおきましても、でき得るならば労働者並びに使用者の自主的な交渉において、労働組合が立ちのべき性質のものでないかということも考へられます。しかしこれは今後の問

題でありますので、参考までにこれとどめておきまして、現実の問題としていまい一点お聞きしたいのは、これに関連した問題であります。あるいはあつちの機会に政府当局もおつしやつておることですが、現行法を改正しなればならぬということとは、過去三年間の実績において、各方面から非常に強い要求がなされたということを説明されておるのであります。私はこの各方面から強い要求がなされたことは、もちろん認めます。そこで私が政府当局にお聞きしたいことは、何という労働組合が、どのくらいの数、どういふ手続をもつて、どの点をどういふふう

に改正しろと、現行法について強い要求をして来たか。もし各方面ということ

が言われるならば、少くとも中立的な立場にある者、いわゆる公益を代表する立場にある者、あるいはこの争議関係の当事者であるところの使用者、また一方の労働者、この各団体から強い要求がなされたときに、初めて各方面から強い要求があつた、こう言えると思ふのであります。そういう実例が

ありましたならば、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○賀來政府委員 組合法改正については、組合法施行後一年たちましたときに一應問題を出しまして、全國の労働組合及び使用者または学識経験者に対して意見を承つておるのであります。そのときに組合側からも意見が出たのであります。これについては何組合が何人という統計はとつておりませんが、やはり産別、総同盟におきましても、現行法の不当労働行為の規定が不

十分である、特に使用者の不当労働行為のみならず、第三者すなわち暴力団が加わったり、いろ／＼なことがあるのでありますが、これらの点を改正すべきであるという意見は承つておるものであります。さらに労働代表も加わつておきます労働委員会の、第一回、第二回の全国会議におきましては、特に労働者側の委員の強い御希望として、やはり現行法十一條の改正の問題と、労働委員会が原状回復命令権を持つべきであるという意見が、政府に対して建議せられておるのであります。御了承願いたいと思ひます。

○石田(一)委員 今回提出されたこの改正案というのに対して各方面、いわゆる労働者、労働組合、あるいは使用者、あるいは学識経験者の強い要求があつたから、この改正案を提出した、こういうように私も提案趣旨を弁明によつて了解するのですが、たゞいま労働局長がおつしやりました労働組合側からそうした強い要求がありまして、もちろん不当労働行為に対して、まず／＼画期的な政府としては思ひ切つた項を、新たにこの中にお入れになつたことは私は認めますが、実は第三者の不当労働行為、暴力団あたりの不当労働行為については、何ら考慮されてないのみか、むしろ本案の第一條第二項の但書においては、労働者側の暴力団的な行為というようなことをあべこべに取締るような法文が出ておるのであります。労働組合のこうした強い要求は、どの程度に改正案に盛り込まれておられますか。このことを承知したいのであります。

○賀来政府委員 本法案におきましては、直接第三者の不当労働行為を規定

しておりませんが、そも／＼第三者の不当労働行為というものは、かりにありましたならば、それは本法案の第一條によります刑事上の免責でないのではありません、当然そちらでやられますし、同時にこれを使ひました使用者側は、七條の三号におきまして、教唆関係も成立いたしましよし、またそれを使つてやつたという意味において、使用者は七條の三号で不当労働行為になります。

○石田(一)委員 ただいままでの説明を承りまして、要するに政府は今回の提案趣旨弁明にもおつしやつておられる通りに、この改正案は、いわゆる現段階における必要にして最小限度の改正を試みたのであつて、今後この改正案といへども、そのとき／＼の客観情勢において、必要に応じて、また漸進的にこれが改正される、そういう意図のもとに私は本案が提出されているのじやないかと思つておられます。すなわち過日この委員会において大橋委員の質問で、この漸進的ということについての質問だか、説明だか、何だかわからないようなことがありましたが、その中でこの漸進的というものは、必ず改正するといふのでなくて、一應これを出してきて、これでまず所期の目的が達せられるようならば、まず／＼このままにしておこう、もしこの法案の目的が達せられないようならば、労働組合の今後の行動をよく見ておいて、また改正するといふことなんだろうと、大橋委員はおつしやつたと私は記憶するのでありますが、そうではなくて、今の政府委員の御説明、あるいは労働大臣の御説明等を聞きますと、すでに一、二の実例をあげられました

労働協約の問題であるとか、労働委員会の原状回復の命令の強い執行力を興えるとか、あるいは交渉地位の問題とか、交渉の手續の問題、こういうことについては、もうすでに政府としては改正案を、また改正する用意があるのだと、こう私たちは理解するのでありますが、そう理解してかまいませんでしょうか。

○賀来政府委員 この点に関しましては、先日山崎次官から申し上げました考え方を承つておることには違ひないのでありますが、先ほど私が申し上げましたのは、何も、用意しておるからということをおし上げたものではございません。石田委員から今簡単に、そういう場合には、どんなことが考えられるかという仮設的な御質問でありましたので、そういう場合には、われ／＼としてはこういう点が考えられはしないかということをお答えしたのであります。従ひまして、現在すでに改正案を持つておるといふことはござい

○石田(一)委員 ただ愛いますこと、もし今後そうした改正が再び三たび繰返されるとすれば、その改正は、少くとも労働省が今年の二月十四日発表した第一次試案に、一歩々々近づいて来る改正以外に、ほかにはない、こういうことは、たれがこれを判断して、言えることではありません。あれより遠ざかつて来る改正が、なされるわけはないといふことではありません。そのことについて、私は非常に危険を感じましたので、伺つたのであります。今政府は現在そうした考えを持つていない、もし仮定のもとに立つときは、こういうことがある。こういう責

任のある御答弁を得ましたので、一應了承しておきます。次に、やはりこれは本会議における質疑応答とか、この委員会等におきましてところの質疑応答より、私は判断するのであります。過日の十三委員室で大橋委員並びに政務次官との間になされた質疑応答から、いろ／＼と私は判断するのであります。そのときのまた労働大臣の御答弁からも、私はこういうふうな考えをいたしました。この法律を改正した最も主要な点といふのは、共産党が労働組合運動に介入して、しかも共産党の一方的意思によつて、不健全なる労働組合に移行しつゝある。そこで本案を改正することによつて、共産党の分子を労働組合運動の中から排除しよう、排撃しよう、このことが、本案の最も重要な目的であるといふふうに、私たちは理解する以外にはないと思つておる。政府においては過日來の答弁の模様から見ても、私がそう察したことが間違ひであるとお考えでございませうか。それともそういう考えがある、こうお考えでございませうか。

○山崎(岩)政府委員 石田委員の御質問にお答え申し上げます。共産党を特にならぬ討ちをかけまして、労働組合から出さうといふような考えを持つておるのではありません。本法案を提案いたしました理由というものは、あくまでもこれは民主的なる、しかも自主性を持つた労働組合の健全なる発達ということを念願しまして、そして上程をいたしましたものであるといふことは、大臣からも、また他の政府委員からも、くれ／＼と皆様方に御披露申し上げておるところの当局の意見でござ

います。従ひまして私どもとしましては、決して共産党に対するねらい討ちをかけるという考えを持つておるのではありません。ただ反動的な労働組合に対する指導分子というものが現われまして、労働組合の健全なる発達というものを、阻害しておるところのものがないわけではございません。そういうものはこの法規によりまして、あるいは自然発生的に除外されるという傾向を持つて来るかもしれないのであります。それはなぜかと申しますと、民主主義的なる、りつばな組合運動を指導して行こうという私どもの考えから、そういう結果になつて来ることがあるかもしれないが、そういうことは単に共産党ばかりでないのではありません。そのほかにいろ／＼急進分子的な考え方を持つておる者もあるであります。左翼ばかりではありません。右翼の最もひどいものもあるかもしれな

い。ただいまのあなたのお説の中にもありました通り、あるいは暴力団的なものもないわけではありません。そういうものに対処するところの処置を、また当局としましては考えているといふようなことにもなるのであります。決して共産党に対処するところの考えばかりでなしに、またそういう考えでこしらへたのではないという点を、御承知いただきたいと思ひます。

○石田(一)委員 共産党ばかりでないとおつしやると、そうすると、お考えの中には、共産党も含んでいるといふことは了解できません。

○山崎(岩)政府委員 共産党ばかりといふことは、そのばかりといふことにはこだわりません、そういうふうにあなたが解釈されることになるかもしれま

せんが、私としてはそういう急進分子的なものを一般にひつくるめまして、そういうものはおもしろくないということをおし上げたばかりのことではないかと。

○石田(一)委員 せんだつて大橋委員あたりの質問に対しての政務次官の御答弁は、たいへん熱があつて、ひとり興奮なさいまして演説をなさつたのですが、きよりの御答弁によりまして、何かしらはつきりしなくなつて來ましたが、何もそんなにおそれることはありません。大胆にひとつ披露された方がいいんじゃないですか。この間の十三委員室のように、堂々とひとつ答弁してください。何もひとつかけようとしてゐるのではありません。私たちの立場としても、共産党の進出することを決して喜んでゐるんじゃないのですから、何もこわがることはない。堂々と所信を披露したらい。しかし私がかたここで申し上げたいことは、せんだつて労働大臣は、あなたのおつしやるように、これは決して共産党一党をさすのではない、どんな党であらうと、どんな会であらうと、労働運動に介入して、これを一方的に、また非民主的に指導するようなことがもしわかれば、断固として取締る決意を持つてゐるのだ、こういうことをおつしやるのであります。この労働大臣並びに急進分子であるとかいふ今の政務次官のお言葉等から察して、最もおそれなければならぬことは、一回の総選挙において一つの政党が絶対多数を得た、この絶対多数を得た内閣が、自分たちの主義主張に反するから、少くとも自分たちの政策に反するからといふので、法律上正しく当然に認められてい

るところの、相手方の政党のいわゆる勢力拡張、あるいは党勢拡張といふか、この政治活動を制約するために、相手方の最も力を入れてゐるところの、たとえば労働組合あたりの法律を、この際政府興党の手によつて改正をして、相手方の政党の勢力を減殺しようといふことは、少くともこれは独裁政治、ファシヨの芽ばえでなくてはなりませんか。私が最も憂へるところはこの点であります。巷間傳へられる反共産党の宣傳文書等、あるいは演説等を私はよく聞いたり読んだりするの

ての解剖がなされておる。その内容にどういふことがあつておる。それは、共産党は今うまいことを言つて國民を上手にだましておるが、もしあれが絶対過半数を得て政権を握つたら、合法的な政変も全部否認し抹殺し、肅正工作をやつて、要するに相手の法律上認められた政変まで、これを否認するようになして行つて、法律でこれを縛つてしまつて、共産党独裁の政治をし、人民には決して自由も平等も與えられないのであるといふことを、盛んに言つてゐるのであります。その口の下から今の内閣は、共産党がもしそれをやるとしたら、共産党がやろうとやると同じことをやつておる。こういうことになる。私はまことにこの点において危険を感じるのであります。現内閣が民主自由党、あるいは民主黨の一部を基礎として立つてゐる内閣で、共産党とは思想的に根本的に違ふといふならば、共産党を労働組合運動から排撃するためには、何も法律を改正することによつてそういう姑息な手段を講じないで、堂々と、いわゆる言論によつ

て、思想によつて、共産党とまつころから大刀打ちをしてやるべきである。この法律を改正してそういうことをするといふことは、實に天下の公器をもてあそば、いわゆる一党一派のために、法律を改正してやるという世の指彈を受けても何らこれに對しての答弁はないだらうといふことになるのであります。私はこの点を非常におそれますので、主義主張の異なるいわゆる急進分子、共産党ばかりではないとおつしやいました。これはたしてあなたたちの属してゐる政党以外の何ものでも

この組合運動に介入して、しかもこれを一方的に指導する者に対しては断固として取締をするといふ鈴木労働大臣の御説明でありましたが、相もかわらずそのお考えであるかどうか、もう一ぺんはつきりこの際御説明を願つておきます。

○山崎(岩)政府委員 お答え申し上げます。石田委員のたゞいまのいろいろの御質問の中には、まことに日本の前途を憂ふるの言葉がみなぎつておるのであります。申し上げなければならぬのであります。現在の日本の政治が、どういふ状態に置かれておるかといふことを御判断願ひたい。これはガラス張りの中でやつておるのであります。今ここで労働法の改正をやります。しかしながら、そのことがどこまで一体及ぶのをごさしませようか。單に日本の國內だけじゃありません。いろいろな方面に影響を持つて來ておるものであります。そういう諸般の環境のもとにおいて、改正しなければならぬこの法律案をたゞいま議会上に程いたしますのに、われわれが自分の私情をさしはさんだり、一党一派に偏して

やるものが、できるものであらうかといふことを御判断いただくならば、從つて御了解いただけるものと私は考へております。

○石田(一)委員 たいへんけつこうな意見を聞きましたが、ガラス張りの中の一党一派に偏しないでやるんだ、そういううたいだいまのお考えなれば、少くとも昨日の公聴会において、九人公述人が出席してありますが、その中でこの改正案に賛成をする態度をとつたのは、遺憾ながら日経連からいらつしやいました三人の公述人だけである。あとの学識経験者、労働者を交えての六人の公述人は、全部本案にはまつころから反対をし、しかも現在また過去において、労働委員会の委員長をやつておられた、労働運動に對しての学識経験者としては、日本に對してまずその先駆者といわれるところの末弘博士でさえ、國會がもし本案を政府に返上するといふ勇氣があるならば、それをおやりになつた方がまことにいいといふことを、速記録にとどめておつしやつておられる。そうしたガラス張りの議論があるにもかかわらず、なお本案を撤回しないで強行しよう。今政務次官はガラス張りの中でやつておる政治だから、一党一派に偏してないとおつしやいましたが、少くともこの改正案には、日経連の代表者を除いては全部が反対である。それを強行なさろうとするのであつたならば、一党一派といふのが悪ければ、日経連の代表者の主張を容れて本案を強行なさる、こういうこと以外にはありませんが、これもガラス張りの中の政治であるかどうか、この点ひとつ政務次官とし

て、はつきりおつしやつていただきました。い。

○山崎(岩)政府委員 私の信念は毛頭かわつておりません。それは公聴会における意見といふものは、いろいろな方面から、いろいろな角度から論議せられるのであります。單に九人の人ばかりが、一般の人々のすべての意見を代表したものと考へていないのであります。議會に私どもが上程しておるのは、四百六十六名の最も民主的な選挙によつて選ばれた各位の御批判に訴へんとして上程しておるのであります。私どもとしては、議會人を非常に尊重しております。従ひまして、議會の御批判の御判断によつて、適當なる御批判、御審議を願ひたいと思ひます。

○石田(一)委員 そういふふうにお聴會の價値を判断しておやりになるとすれば、今後公聴會なんかは、やつてもやらなくてもいいということになります。政府当局は公聴會をそれほど重く見てないかもしれませんが、われわれ議會としては、あの公聴會に述べられた学識経験者の意見を、相当尊重しなければならぬのだ、公聴會といふものは一應一つの尊重——利用價値があると思つて開いておるわけでありませぬ。あなた今の御答弁では、あれは民主的ではないのだ、意見を聞きおく程度で、合理的に選ばれたこの國會中心ですか。いいのです。それは議會は民主主義といふものが、どうなつては議論になりませぬから、この程度でとめておきませう。

私は第一條關係について御質問申し上げたいと思ひます。第一條が一番最

初に、たいへんけつこうな御趣旨がこ  
の中に入っております。この法律に  
は、労働者が使用者との交渉において  
対等の立場に立つことを促進する、こ  
ういうのであります。この対等の立場  
に立つて交渉することを促進する、ま  
して労働者の地位を向上される、ま  
ことにけつこうであります。対等の  
立場に立たせるといふ、現行法にない  
のを、改正案に新たにここに表現され  
ることになると、少くとも現在までの  
三年間の労働組合法実施の結果、労働  
者が使用者より交渉の際にうんと下の  
立場にあつたか、さもないければ、使用  
者よりうんと優位の立場にあつたか、  
それではなければ、本案をここに規定な  
ざる必要はないわけである。そこで私  
は政府は、現行法の施行のもとにおい  
て、労働者は使用者より下にあつた  
か、上にあつたか、どうお考えになる  
か。現在までも同等の立場にあつた  
のだと言へば、何もこんな対等の立場  
に置くといふことをあらためて書くま  
でもない。要するにどうお考えになつ  
て、対等の立場に立つといふことを法  
文にお載せになつたか、この点を御説  
明願いたいと思ひます。

○賀來政府委員 本案におきまして、  
第一條で特に対等の立場と書きまし  
たのは、現行法の第一條においては、現  
在の憲法第二十八條に規定してあると  
ころと同じようなことを書いてありま  
す。それを敷衍して参りますと、今  
度の法案の第一條のようになる。当然  
憲法で保障せられておる團結権、團體  
交渉権及び団体行動権といふものは、  
これは使用者と対等の立場において認  
めらるべきであるといふ趣旨を、ここ  
に書いたにすぎないのであります。現  
在までに一体上であつたか、下であつ  
たかというお話であります。労働組  
合法は施行後わずか三年であります  
が、この間に労働組合が現行法の期待  
しております、すなわち対等の立場  
をもちまして、よく労資の交渉に當つ  
たという事実は、これは非常に大きな  
功績を残しておるのであります。大部  
分の組合はさような状態で参つたと、  
われわれは考えております。ただ一部  
の組合では使用者側の方が強く、組  
合側が弱いという事実をわれわれは認  
めております。一部では組合側が非常  
に強くて、使用者側が弱いといふ  
なこともいわれておりますが、われわ  
れといたしましては、その際の使用者  
側が、不必要に弱い立場をとつてお  
つたからでありまして、決して組合の  
方が上であつた、かような考え方はし  
ておりません。

○山崎(岩)政府委員 先ほどの石田委  
員の公聴会の件につきまして一言申し  
添えておきたいと思ひます。私は公聴  
会を決して軽んじておるのではありません。  
公聴会における意見等は、どう  
いう意見があるかといふことを、十分  
研究もし、考慮もしなければならぬ  
ものでありますから、実は私のふとこ  
ろの中にちやんと入つております。ど  
の方がどういふふうに入つたか、少く  
ともこれはもみくちやになるまで、私  
のふところから離れたことではない。聞  
くべきものは十分聞き、研究すべきも  
のは十分研究してやつておるのであり  
ますから、誤解のないようにしてい  
だきたいと思ひます。

○石田(一)委員 今の政務次官の御答  
弁は了承しておきます。そこで今  
の第一條のいわゆる対等の立場の問題  
であります。ただいま政府当局の御  
説明では、ある労働組合においては労  
働組合の方が非常に強くて、使用者が  
弱かつたことがある。また使用者の方  
がうんと強くて、労働組合の方が弱か  
つたこともある、こゝういふ御説明であ  
りました。私たちが現在まで労働省  
から提出されましたあらゆる資料を拜  
見いたしました。使用者の方が強く  
て、労働組合の方が弱かつたという資  
料が一つも出てないのであります。ほ  
んどどの争議においても、労働者が  
刑事上のこゝういふ不当なる行爲をし  
て、こんな大げなことをして、こんな損  
害をかけておるといふことである。あ  
るいはまた労働者が、越権にもこゝう  
いふことをしたのであるといふような資  
料はたくさん出ておりますが、労働者  
が弱くて、使用者のためにこゝういふ損  
害をこゝうむつたといふような資料は一  
切出ておりません。その点から考えま  
すと、政府が提出された資料からい  
うと、少くとも現行法のもとにおいて  
は、労働者が行き過ぎた、使用者より  
上である、だから労働者の地位を引下  
げて使用者と対等の地位に置くとい  
うのでしよう。さもないければ、上にある  
労働者の地位に使用者を引上げて対等  
の地位に置く、これが本案の第一條  
の対等の立場である。それ以外に解釈  
しようはありませんが、どうお考えで  
すか。

○賀來政府委員 先ほど申しましたの  
は、労働者が強いから、引下げよう  
といふふうなことを考えて、申し上げた  
のではございません。過去三箇年にお  
きまする経験によりまして、おおむね  
労資の関係は、対等の立場で正常な状  
態にあつたとわれわれは考えておりま  
す。なお御指摘の資料の点であります  
が、これは先日土橋委員からも御注意  
がございまして、使用者側の不当労働  
行爲のはなはだしいようなもの、たと  
えば山口縣の大浜炭炭のごとき例、あ  
るいは日本セメントのような例を資料  
として出せといふお話でありました  
が、これはまことにごもつともな御注  
意でありまして、われわれは、資料に  
ついては不十分でありましたといふこ  
とを申し上げ、目下つくつております  
ので、できましたら差上げることに  
いたします。

○石田(一)委員 せひその資料は拜見  
したいと思ひます。ただいまの政府当  
局の御説明は、現在までの過去三年にお  
ける労働組合の運動のあり方におい  
ては、ほゞ労資は対等の立場に立つてや  
つていたといふ当局の説明であります  
が、対等の立場でやつていたものなら  
ば、現行法で対等の立場になつてお  
るのを、ことさらに、ここにあらため  
て対等の立場においてといふようなこ  
とを規定なさるといふことに、私はあ  
る誤解を生む原因があるのだ、こゝう  
いふふうにお考えます。しかもこの現行法  
の第一條を、今回の改正案のように改  
正なさるとする趣旨の説明の中に、  
「せんだつても局長のおつしやつたの  
は、現行法は憲法第二十八條を、そのま  
ま同じことを繰返して書いたような形  
になつておる。少くともこゝうした労働  
組合法規などといふものは、憲法に規  
定するところのものを具体的にここに  
列挙して、しかもそれを保障するとい  
ふ本案の最大目的から考えるならば、  
この改正案のように具体的に表示した  
方がよいといふことをおつしやつてお  
るのであります。私の考えをいたし

びその手続を助成することを目的とする。と、この長たらしい、昨日の公選人の公選ではありませんが、初めを讀んでみて、何だか終りの方ではからなくなるというような、むずかしい書き方で、これで全部二十八條に含むところの問題を、具体的に書いたつもりである。と今政府委員はおつしやいましたが、そういったしますと、これ以外には二十八條の明文の中に何もものないかということでありませぬ。この点をはつきりひとつおつしやつてくださ

○松崎政府委員 憲法二十八條の規定は、この改正案の第一條のほか全然ないかという御質問であります。本法案の第一條におきましては、憲法第二十八條の本筋は、漏れなく入つておると考えております。

○石田(一)委員 少くとも憲法の各條文は、冗漫にわたることを避けて、できる限り簡潔な文章を用いておる。しかもこの簡潔な文章の中に、そのときどきの客観情勢に應じて、この運用によつて大きな意味を含ませるために、あまりこまかい規定をしなかつた。これを本案のように、第一條で非常に解釈があいまいになりがちな一いわゆる憲法の本筋だけというものは、一應了承したいと思ひますが、二十八條のものは、全部これを具体化したといふことになりませぬ。今後客観情勢の変化によつて一憲法の二十八條がそのときの情勢によつて、またある解釈をなされる場合に、このただいまの政府の答弁では、第一條以外には、一歩も出て解釈することはできぬという結果になります。そういったしますと、これは政府当局が憲法を一方的に解釈を

して、憲法二十八條の條文には、第一條に含んでおる以外に何もものないといふことを決定することになるのである。これはまことにゆゆしい大問題であると思ひます。そういう点から考えまして、私はこの現行法第一條を改正しなければならぬ理由というものは、政府の提案趣旨弁明だけでは十分に了解できない、むしろこれは昨日の公聴会あたりの主とした意見のように、改正をするより、立法技術の点においても、またその内容においても、現行法第一條の方が、はるかにまざつておるといふことが大多数の意見なのであります。この大多数の意見を無視して、拙劣な、讀んでいてわからないような、しかも多くの疑問を持たれるような、第一條の改正をなさるうといふことは、私は決して時を得た改正ではない、こういうふうな考えをしております。そこで私は、これは意見になりますので、とどめますが、第二項の暴力行使の問題、これなどについても、昨日の公聴会あたりでは、まづこうから多くの公選人が反対をしております。

〔三浦(寅)委員長代理退席、委員長席〕  
この点について、私は法律議論をこの際繰返してやろうとは思ひませぬが、今日春日委員からもちよつと引用されましたけれども、過日当局の説明の中に、専従者の賃金などを使用者から支拂つておるといふことが、國際労働會議あたりで知れた場合には、日本の労働組合運動の恥辱であるといふことをおつしやつておられますが、私は現行法に何らそういう規定のなかつたものを、改正の第一條の第二項の但書において、いかなる場合であつても、暴力

の行使は、労働組合の正当な行爲であるとして解釈されてはならない、などという條文を、労働組合法の第一條に規定すること自身が、世界の労働會議などに知れたときに、日本の恥辱にはなりませんか。この意味から解釈しますと、少くとも日本のある一部分には、ある場合には暴力の行使を労働組合の正当な行爲であると主張する者がある。この規定を設けられたといふことになると、この規定が、そういうわけではありませぬか。これは非常にみつともない條文だとお考えになりませぬか。

○賀來政府委員 御意見は、ごもつともでございますが、この項を置きました理由につきましては、先日高橋検務局長から申したような事情でございますので、それで御了解をお願いしたいと思います。

○石田(一)委員 理由はせんだつて聞いたのですが、少くとも労働組合のあり方、あるいは自主的な、民主的な責任性を持たせるために、更に文化的なこの規定、法律を改正なさるうとする政府が、その第一條の第二項の但書で、現行法においては何らこういうものがなかつたものを、突然、刑法においても使用してないところの暴力という言葉をここに用いて一しかも昨日の公聴会の意見では、暴力という言葉はまことに解釈のしにくい言葉である、いろ／＼に解釈される言葉である。すなわち刑法の條文に「威力ヲ用ヒ」といふのがあるが、要するにこの暴力は威力の中に含まれる行爲であつて、解釈があいまいである。少くともこの條文がある以上、今後の労働組合運動は、その時の官憲の考え方によつて、これは暴力である、威力を用いて

おるといふので、その指導者が全部検束されるおそれがある。しかも裁判の結果、この労働組合の威力を用いたといふことが、何ら罪にならないと判決をされたときに、少くとも労働會議の進行過程において、労働者のいわゆる指導者を検束することによつて、争議側の不利益に終る場合が多々起るだらうといふことを憂えて、權威ある学者連中が、この條文に対しての反対意見を述べておるのであります。しかもこれは刑法の人の信用毀損、業務を妨害する行爲の中に、威力を用いてといふ言葉がある。しからば政府当局は、この第一條第二項の末尾の但書の暴力という、この暴力は、刑法にいうところの威力以外のものが、威力の範囲に含まれるものか、その点をはつきり御説明願つておきます。

○賀來政府委員 ただいまの御質問に關連いたすことではあります。先日大橋委員からの御質問に關連して、委員會といたしまして、もつと研究をして答弁をするようにというお話がありました。高橋検務局長から、いざれあと一括して御答弁を申し上げることにいたしておりますので、あとの答弁をお待ち願ひしたいと思います。

○石田(一)委員 私人がいつまでもやつておりましたも、かえつて一時間間の経済もあるでしょうから、私はこの辺で第一條關係をやめまして、特に私の申し添えておきたいと思ひます。は、この第一條の關係は、ただいま申し上げた二項の但書において、いかなる場合でも暴力を用いたものは、労働者の一つの不当労働行爲である。しかし使用者の不当労働行爲に

關しまして、私は對等の立場に立たせるといふのには、ちよつと條文上十分ではないが、といふことを考へておるものであります。それは使用者が、自分の雇用するところの労働者の代表の團體交渉を、拒み得る場合が規定してあるのであります。それは例外的なものであります。御承知の第七條として、ちゃんとそれに規定してあります。正当な理由があつたら拒むことができない、こう私たちは解釈をいたします。この提案趣旨弁明をよく讀んでみますと、労働者の争議行爲といふものの刑法上の免責の規定の終りに、暴力行爲といふのを用いたのは、現行法を制定した當時に、しからばどれが争議の正当な行爲であるか、目的を達するための正当な行爲であるかといふことを判断することは、健全な社会通念の判断によることになつておるが、健全な社会通念の判断によるのみではまことに不明確で、各労働組合の労働者諸君の認識がまだ十分であるので、この暴力行爲云々の但書をつけた、こういう説明があるのであります。そういったしますと、労働者のこ

うした行爲に対しては、健全な社会通念による判断によつては十分であるといふ御説明があるのに、使用者が労働者の代表と團體交渉をしなければならぬ義務がある。それを拒否する場合には、正当な理由があれば、これが拒否できる。しからばこの使用者の正当な理由であるかどうかといふことの判断は、少くともこれは健全な社会通念の判断による以外に、その理由が正当であるかどうかといふことは判断できないと思ひます。この際、私はむしろ使用者の方のこつた不当労働行爲の場合に

も、正当なる理由というようないま  
いな言葉で、この団体交渉を拒否する  
などという権利を使用者に與えること  
なく、明らかにこの條文に、かくく  
の場合のみ使用者は団体交渉を拒否  
することができる。こういうことを規  
定する方がむしろ労働者と使用者との  
対等の立場を促進するといふ意味か  
ら、公平なあり方ではないかと思つた  
であります。この点については昨日  
の公聴会においても、ある使用者側の  
代表も、本案についてそういう意見を  
申しております。要するに、具体的に  
その場合を明示した方がよいというこ  
とを言つておりましたが、この点につ  
いては、どういふ御意見を申して  
おりますか、ひとつ具体的にどうい  
うような御意見があるかどうか、意思  
があるかどうか、御説明願いたいと思  
います。

○松崎政府委員 ただいまの正当なる  
理由であります。これは過日われわ  
れが発表いたしました試案において書  
いて見たのであります。ところが御承  
知の通り、あそこにおきましては、著  
しく喧嘩であるとか、あるいは長時間  
だとかいふような抽象的な言葉しか使  
い得なかつた。法律技術として日  
本語ではどうしてもそういうきちつと  
行くような答えができないのでありま  
す。そうすると、結局今石田議員が  
つしやいました健全な社会通念とい  
ふ言葉を、もう一度持つて来ねばいかぬ  
といふことになりましたので、この七  
條におきましては、正当な理由とい  
ふうに使つておるのであります。その  
判断は、それでは何が正当なのかとい  
うことにつきましても、労働委員会、  
それから最終的には裁判所が決定して

行つて、判例的なものが集積して行く  
であらうといふことになりま。

○石田(一)委員 ただいまの御説明  
で、試案において、著しく喧嘩をきわ  
めたとか、あまりに長時間の交渉のた  
めに、使用者を自分の意思に従わした  
とかいふような場合が、法文の体裁  
上、技術上いふ問題になつて、こ  
うした正当な理由といふことに書かざ  
るを得なかつたといふのであります。  
今の喧嘩をきわめたといふようなこと  
は、法文の体裁上、当局において削除  
して、正当なる理由としたといふので  
あるならば、先ほども言う第一條の第  
二項の但書のいかなる場合においても  
も、暴力の行使は、といふ、こうした刑  
法にも使つてないような言葉を使うこ  
との方が、むしろ法律の体裁上、見苦  
しいものなのであります。片一方には  
そういう理由をつけてうまくやり、片  
一方には刑法にも使つていないような  
暴力の行使などというような言葉を用  
いて、こつちはりくつをつけていいこ  
とにし、一方は法律の体裁上おもしろ  
くないといふので削除して、正当な理  
由といふことにしました。しかも一方  
の第一條の第二項の「暴力」ところの  
説明には、健全な社会通念で判断する  
といふことでは、どうも不十分であ  
る。使用者側になると、正当なる理由  
は、もちろんこれは健全な社会通念  
で判断する。これでは一つも対等の立  
場に置かれていないじやありません  
か。全然違つた立場に置かれてい  
やありませんか。少くともこういふ点  
を考へる。もう一つ、ここに指摘しな  
ければならぬことは、改正法の第二章  
第五條の二項の四、要するに労働組合  
に関する問題ですが、「四 何人も、い

かなる場合においても、人種、宗教、  
性別、門地又は身分によつて組合員た  
る資格を奪われぬこと。」ここに列  
挙なきいした人種、宗教、性別、門  
地または身分といふのは、これは憲法  
の十四條の條文の字句をここに持つて  
いらつしやつたのじやないですか。御  
説明を願います。

○松崎政府委員 これは過日もどなた  
かから御質問があつた点であります  
が、憲法におきましては、信條とい  
言葉の中に、政治的信條も入るとい  
おきましては、少くとも人種、宗教に  
よつて差別してはいけないといふ最小  
限を意味しておるのであります。政  
治的信條については、この法案は触れ  
ていないといふふうに解釈いたしま  
す。

の持つてゐる思想によつて、法律のも  
とにおいて差別してはいかぬといふこ  
とが含まれてゐる。その他の人種に  
も、性別にも、あるいは社会的身分に  
も、また門地にも、全然この宗教と  
か、あるいは思想的、政治的な考え方  
といふものは、これに入つておらぬ。  
しかも第十四條が保障するのは、政治  
的にいかなる思想を持つていようと  
いかなる考え方を持つていようと、  
あるいは主義主張を持つていても、い  
かなる宗教を信じていても、法律のも  
とでは全然差別待遇はされぬとい  
規定なのであります。しからばた  
ま指摘した第四号の信條といふこと  
も含んでいないのは、政治的な考え方、  
思想によつては、組合員たる資格を  
奪われてもかまわぬといふ抜け穴があ  
るのじやないか。この点を質問した  
い。

○松崎政府委員 この点につきま  
しては、先ほども申しましたように、こ  
の法案では全然触れておりません。し  
か過日も新潟縣でありますか、その間  
合せに対して答えましたように、そ  
ういふことは妥当ではないといふふう  
に考へております。

らでもこれは利用できるこの法の大き  
な欠点であります。少くともこの十四  
條の條文を引用したならば、ことさ  
らにこの信條という文字をここから省  
いて、しかも宗教といふ文字を、ごま  
かしかなんかで、技巧的に持つて来る必  
要はない。ここに宗教といふことを持  
つて来るのだつたら、十四條に書いて  
おるそのままの信條を持つて来ればい  
いわけである。信條の中に思想が含ま  
れる。思想の關係では、労働組合員と  
しての資格を剝奪していいといふ今  
の内閣の反動的な、保守的な考え方が、  
ここにも如実に現われているといふこ  
とであります。あらゆる点におきま  
して、私はこの改正案がほんとうに改  
悪であるといふ。少くとも昨日の公  
聴会あたりにも、あらゆる良心的な学  
者も、また労働者も、本案は政府に返  
上して、しかもローヤル・コミッション  
といふものを設けて、再び慎重に練  
り直して、その改正案を後日慎重に審  
議したらどうかといふ点が強かつたの  
であります。政府にそういう考えがあ  
るのかないのか。その点最後に一言だ  
け御答弁を求めて、私の質問を終るこ  
とにします。

○石田(一)委員 そうすると、この中  
に信條といふことは入つていないけれ  
ども、思想關係で組合員たる資格を奪  
うことは妥当ではないといふ御見解で  
すか。

○倉石委員長 次に公共企業体労働関  
係法の施行に関する法律案を議題とい  
たします。質疑を省略して討論に入り  
たいと思ひますが、御異議ありません  
か。

○山崎(岩)政府委員 ただいまの石田  
委員のお言葉でありますけれども、政  
府といたしましては、あくまでもこの  
法案の御審議を願う覚悟でございます。

第一類第十五号 労働委員会議録

第十六号 昭和二十四年五月十日

○松崎政府委員 さようでございます  
か。

○石田(一)委員 了承いたしました。  
それはできれば労働大臣にでもはつき  
り聞いておきたかつたのですが、これ  
は大きな問題でありまして、現在の民  
主自由党内閣の考え方によつて、いく

「異議なし」と呼ぶ者あり」

九



ますので、その点を明確なる御答弁を願つて、次の質問に移つて行きたいと思つておる次第であります。

**○賀来政府委員** お答えいたしますが、先ほど申し上げましたように、民主自由党としての政策なりやいなやという点につきましては、いづれ大臣から御答弁があることと存じております。ただわれ／＼から申し上げたいと思つたことは、われ／＼事務当局といたしまして、この法案を立案いたしました考え方は、きわめて事務的な面が大部分であるといひますか、事務的に考えたのでありまして、先ほど申しましたように、過去三箇年間に於ける経験、それから現在の内外の諸情勢から見まして、この法案を立案いたしましたのであります。ただこの立案いたしました当時の大臣は、民主自由党の増田労働大臣でありまして、この労働大臣の命によつて、われ／＼は立案に着手いたしますとともに、この法案を提出するにあたりましては、現内閣といたしましてこの法案を認められて、そうして本國會に提案をせられたのであります。従いましてこの法案は、われ／＼事務当局から見まして、民主自由党といたしまして、この政策を認められておるものと考へておるのであります。さらに具体的に、これは民主自由党の政策なりやという点につきましては、大臣から御答弁を申し上げたいと思つた。

は、労働者の首を切るなり、あるいは企業の合理化によつて、あらゆる弱小企業に対する整備が行われる、かようなわれ／＼は考へておるのであります。そうするとこの法規の含む精神といふものは、もし前者のような説明で、あくまでも労働組合の育成、あるいは自主性、あるいは責任性なり、さらに民主化ということと強調するものとは、およそ相反するような結果であるわけでありまして、なぜかれば、現在の状況においては、賃金の不拂いな労働者よりも、むしろ経営権の優位性を主張するような立場において、工場閉鎖が行われておるのであります。あるいは労働協約の一方的な破棄を断行しておるのであります。また賃金においても、今日も鉱山保安法の合同審議におきまして、いろいろの理由が説明されております。この法案が提出されておるといふならば、事務当局がいかように民主的、自主的なものであるというふうに説明されても、政策全般から見ると、労働者のあらゆる欠乏と苦しみというものを、当然に予定されている法案といわなければならぬのであります。そうするならば、この法案はまず前提において、労働階級の犠牲の上にこれを強行する法律である、かように断定せざるを得ないのであります。もしそうでないと言ふならば、後者のような、きわめて労働組合の力を強くして、資本家なり、官憲なり、あるいは政府がいかような政策をもつても、労働階級の生活を守るのだ、権利を保障してやるのだ、食えるような状態に置いてやるのだという精神が横溢してゐるならば、まことにけつこうであります。この精神は、民主自由党の吉田内閣の政策面からは、矛盾する考へ方でありまして、この点をまず明確にしておかなければならぬと思つた。一應労働大臣がお見えになりましたら、この点をとくと承つておいて、それから次の質問をいたしたいと思つたのであります。ただいまのような内容でありますから、そういう点も含んで十分御答弁願ひたいと思つた。

次に第二番目の問題は、昨日の公聴会におきまして、労働者代表の皆さんからいろいろ御指摘があつた通りであります。立法過程がきわめて民主的でない。この法文の主張は、民主的あるいは非常に自主的なものであるといふような政府の御説明でありました。立法過程を見ると、きわめて非民主的な方法において立法されておる。これは万人あまねく承知しておるところであります。私はこの前、時間がかつたために十分な御質問ができなかつたのであります。昨年十二月二十二日及び今年の二月二日に労働省からお出しなつた次官通牒といふものが、少くともわれ／＼の行政法的な観念から見ると、明らかに憲法違反である、かように考へておるのであります。この点についていかが考へておられるか、御説明願ひたいと思つた。

**○賀来政府委員** お答えいたします。次官通牒は現行法規の解釈に基きまして、その行政方針を通過いたしましたのであります。労働省といたしましては、所管法規の行政解釈をやる権限は持つておるのであります。その責任大臣の命によりまして、次官の名前をもつて通牒をいたしましたのであります。これは考へておりません。

**○土橋委員** 私はただいまの御説明は非常に不満足であるし、同時に憲法の規定の七十三條の内容と、次官通牒といふものがどういふ立場にあるか、あるいは次官通牒の効力が都道府縣知事なり、あるいは一般の労働者、さらに資本家の諸君に対して、どういふような効力関係にあるかといふようなことについて、論議しようと思つた。しかしあなたのような、労働大臣の命によつて次官通牒を出した、労働省は労働法規に関してあらゆる場合に解釈権を持つておるといふようなことであるならば、非常に法治国の立法として不十分でありまして、むしろこの起つたケースについて、地方労働委員会なり、あるいは中央労働委員会がその内容を具体的に審査をし、そうして法規の命じておるところの内容に従つて、適切な妥協案なり、あるいは解釈事項を決定することが、現在の法規から見ても正しいのであつて、労働省が一々官的な立場において、また時の政党内縛られるような見解から、解釈の内容を出すとすることについては、非常に私は異論があると思つたのであります。これはもちろん公法学的な問題もあるもので、一應避けませんが、ただいまのような御説明であるならば、非常に不十分です。そういう点で労働省が解釈権の有権性を持つておると考へておられますか、お聞きしたいと思つたのであります。

**○松崎政府委員** 現行法規の解釈について、労働大臣が有権的に解釈できると考へておられます。現行法規におきましては、第二條において使用者の利益を代表する者とか、あるいは主たる経費とかいふような非常に含みのある言葉を使つてありますが、過去三箇年間の経験におきまして、これは何を含んでおるかといふ、労働大臣の解釈を示したものであります。

**○土橋委員** 今日、日本の國の政治について、もし最高的な有権解釈をするならば、高等裁判所、あるいは最高裁判所においてその法規の解釈をするのが正しいのである。労働大臣が有権的な解釈ができるというやうな答弁をするのは、執行機関である政府が法律自体についての解釈を誤つておるものであると思つた。いかがでありますか。

**○松崎政府委員** 私はさつき有権解釈といふ普通に用いられております言葉を用いましたので、誤解があつたかもしれませんが、もちろん労働大臣の解釈が、最高裁判所の解釈と違つておるとはあり得るのであります。労働大臣は行政解釈を有権的にできるといふ意味であります。

**○土橋委員** 大体あなたの御答弁は不十分だと私は思つたのであります。なぜかならば、最も大切なことは、國會においてこの法律の具体的な解釈をするのが正しいのであつて、事案が起つた場合に、その事案について、この法規をいかに適用するのが正しいかといふ場合には、最高裁判所あるいは國會が行うのが至当であらうと思つたのであります。一執行機関である労働大臣がその有権的な解釈をするといふやうな答弁は、いささかフアシズム的な、従来の東條内閣のやうな考へ方では

ありますので、そういう考え方を、労務を担当している人、あるいは法制を担っている人が持つていられるとすれば、政府はよろしく正すべきであらうと思ふのであります。そういうことではなしに、個々の事象について疑いがある場合については、こういう解釈をしたらよろしいではないかと思ふ、という程度であるならば、さしつかえないが、この解釈に従つて事案をやるといふことは越権でありますので、あなたがそういうような答弁をされておられることは、国会に対して非常に私は考えさせられるものを持つておると思ふのであります。

次に御答弁いただきたいと思ふのは、この前私が労政局長に指摘いたしました、これは先ほど石田委員からもういゝ御質問があつて、政府としては十分わかつたと思ふますが、こういうような労働組合自身の行き過ぎであるとか、労働組合の会計の不正な事実であるとか、あるいは非民主的な労働組合の例として、こういうものを掲げて資料をお出しになつたことは、この改正法規がいかに正しいかといふことを、あなたの方で証明しようとしたものかどうか、この点について御答弁をいただきたい。

○賀来政府委員 資料を差上げましたのは、本法案の審議の御参考までに差上げたのでありまして、正しいか正しくないかという御判断は、国会においてなさつていただけるものと考へております。

○土橋委員 それではこの問題について、この前御注意申し上げて指摘したように、まず今日繊維工業における労働組合というのは、一般に女子従業員

が多いために、どこでも労働組合運動としては、きわめて低調下にあるようにわれわれは考へておるのであります。そういう低調下にある労働者の諸君が、特にこれは長野縣あるいは東京都あたりにおいてもそうでありまして、寄宿舎制度によつて、賃金の状態においても、待遇の状態においても非常に悪い。特に機械工場等における状態は、労働省でも御承知と思ひますが、そういうような事案について、労働組合の幹部、あるいは労働組合の組合員についての指導よろしきを得ない点、多々あるかと思ふのであります。特にそういう組合においては間々あることではあります。御用幹部的な者が、女子従業員については、うんもすうも言わせないで、簡単な方式で賃金を安くし、あるいは年に一回、二回程度の慰安会というふうなもので、ごまかしてある。俗にいう御用組合的なものが多いように考へておるのであります。そういう事案については、私は資本家側の不当行為として、まずこういうものをあげなければならぬ、かように考へておられますが、それについて、いかようにお考へになつておりますか。

○賀来政府委員 ただいまの御意見につきましても、先日も、ごもつともだということを申し上げたのであります。使用者側の不当労働行為——御指摘の繊維労働組合というものは、多分私が開いておられるのでは、大阪府の具塚の繊維工場の場合ではないかと考へます。それらの点につきましても、御審議の御参考に、われわれで知つておるものを調べて差上げたい、かように考へております。

○土橋委員 それでは先ほどの次官連襟の問題は大臣がお見えになつてからすることにして、ちよつと保留しておきたいと思ひます。当面起つてくる問題は、この前申ししたように西武鉄道の社長が、これは専務とか、ほかの方もあろうと思ひますが、従業員諸君に、共産党の党籍を持つた者について、会社としては好まない、そしてる勧告をし、忠告をして、共産党を脱退しなさい、脱退をすれば、うちのところで使つてやるからというので、誓約書を書かしておられるのですが、先ほどの政府委員の御説明によれば、それは妥当でないということですが、それは妥当でなくとも、終るものでありましようか、あるいは積極的にそういうような政治的信條——現行法のもとにおいてはこれは明らかに違反であります。労働省としてはそういう場合に、どういふ御処置をされるお考へであるか。これに對して労働者の権利を守るために、どういふお考へであられるか、お聞きしたい。

○賀来政府委員 労働省の共産党員に對する組合の取扱い方についての見解については、先般申し上げますように、共産党員なるがゆゑに組合を除外することは、違法ではないが、妥當ではない、特に組合自身にとつては、さうな組合は不名誉と考へなければならぬ、かような考へ方を持つておるのであります。御指摘の西武鉄道の事件は、実は私聞いておりませんので、具体的には申し上げかねるのであります。さうな事件は、労働省自体としては、あるいは府縣の労働部自体として、使用者に対して、さうなことをやつてはいかぬではないかとい

う、勧告ないし指導はできますが、処置の権限は持つていないのであります。労働委員会が適正なる処置をしてくれるらうと考へております。ただわれわれといたしましては、さうなことをされて、そのままになつておる組合は、しつかりしていただきたい、さうな希望は持つております。

○土橋委員 なお当面一番問題になつておられるのは、賃金の未拂い及び賃金の不拂いの点だと思ひます。こういうような事案は、もし改正したと言われる労働組合法によりますならば、おそらく二十七條あたりの規定、あるいは中央労働委員会のいゝ規定、あるいは労働委員会規定に該当すると思ひますが、当面長く賃金の遅配欠配が起つておる場合に、これを適切に処置する方法は、私は政府の考へ方によつていゝでできると思ふのであります。さういふ点について政府はどういふ御所見を持つておられるか。あるいはさういふ場合に、資本家側の諸君は、争議行為の手段として工場を閉鎖しても、自分の生活にはそれほど影響はないのであります。ところが労働者の労働権は、生命権とは別ではございませぬ。これはあなたも御承知のように、労働者の労働権というものは、常に人格権なり生命権と一致して、労働権の中に包含されておる一つの内容であります。従つて労働者の労働権の問題は、個人的な問題とは考へられないのであります。労働者は賃金によつて生活を営んでおるから、もし争議手段として、工場閉鎖が行われる際には、労働者は非常な苦しい困難な立場に陥るにもかかわらず、中央労働委員会並びに地方労働委員会のあつせん

り、そういうものは非常に時間を要する。特に裁判をするような場合には、非常に時間を要するが、こういうことが、はたして對等に労働者の労働権を保護する内容になつておるか。労働権というものは今申し上げるように、生命あるいは自由、あるいは生存権といふものまでも含んでの内容であります。さういふものと、企業が金を持つて事業をやつて、かりに困つたといつても、工場をたたき賣りすれば、食うことには困らない。そういうものと對等に考へられるか、この点を伺いたい。

○賀来政府委員 労働省といたしましても、おそろしくこの問題については、大臣からもたび／＼御答弁申し上げたと思ひますが、賃金の遅配いのごとき処置は非常に遺憾に存じております。また基準法を運用する責任のある労働省といたしましては、当然不当なる賃金遅配のごときは、断固処置すべきだと考へております。同時にこれらの賃金遅配の問題につきましては、これはやはりあらゆる施策というものが、総合的に実施されなければならぬものであつて、それらの施策が円滑に行くように、労働大臣としては、あるいは労働省としては、十分努力をしなければならぬものと考へておる次第であります。

○土橋委員 なおいゝ／＼聞きたい点があります。私はこれら各條項にわたつて御質問して、御答弁願ひたいと思ひます。先ほど石田委員から詳しく第一條の御質問がありましたので、私は重複を避けて質問いたします。まず第一條の規定は、労働組合法の立場を、日本の全法的体系及び現在の

生活状態から制限した制限規定である  
と思ふのであります。これは昨日の野  
村教授からも公述において言われた内  
容と同じであります。労働者の生活  
を擁護するには——資本主義経済のも  
とにおいては、今申しましたように、労働  
権は生命権であり、生存権である。ま  
た「この法律で「労働者」とは、職業の  
種類を問はず、賃金、給料その他これ  
に準ずる収入によつて生活する者をい  
う。」こういうことがこの法案の第三條  
にも明記されてありますので、そうい  
う点から考へて、私はこの第一條の規  
定は、今申しましたような立場において規  
定されておる條文であると確信いたし  
ておるのであります。が、そうする  
と、憲法の基本的な原則がいろいろあ  
るうちで、特に労働者の権利を抜き出  
して、また団体交渉権あるいは團結  
権、さらにその他の団体的行動を行う  
権利は、侵すことのできない権利とし  
て保障されておるといふ、この基本的  
な原則から見まして、そういうものを  
敷衍する、そういうものを具体化する  
ためには、第一條というものは私は非  
常に不適当である、こういうように断  
定して、お聞きしたいのであります。  
第一條の問題の中心点は、地位の向上  
をさせる、対等の立場において交渉す  
る、その地位の向上にありとしよう  
に、逐條審議においてあなたの方で説  
明しておられます。また第二点では、團  
結を擁護すると説明しておる。第三  
点としては、団体交渉する権利を保障  
してやつておるのであるというのが、  
第一條の内容の説明であります。が、  
ここに書いてある内容は、対等の立場  
においていろいろ交渉をする、対等  
の立場においてするという技術的な方

法、説明的なものがこの規定に織り込  
まれておる。また第二の團結をする権  
利を擁護するという内容においても  
「自主的に労働組合を組織し」というよ  
うな、一つの團結をする方法しか書い  
てないのであります。また第三の問題  
として、やはり団体交渉をする、それ  
は労働協約締結のためというようない  
味合いに、制限を受けての団体交渉が  
規定してあるのであります。ところが  
が、たとえば私の過去の経験から見ま  
して、団体交渉というものは、労働者  
が自分の生活擁護のために、また労働  
条件を闘うために、徹底的に資本  
家側の諸君と対等の立場において交渉  
し、それが労働協約という結果になつ  
て現われて、ある一定の期間保障され  
るものである。従つて団体交渉とい  
うものは、労働協約締結のためなら  
ず、自分のあらゆる権利を闘うため  
の、また要求を満たしてもらうため  
に、行つた一つの方法である。従つて團  
体協約というものは、その結果、いろ  
いろな交渉を経てつくられた、一つの  
將來にわたる基準が示されるにすぎ  
ないのである。従つて団体交渉の中身  
は、その団体の交渉の議場において、  
徹底的に自分の主張を出し、また資本  
家側の諸君も、自分の経理内容から、  
あらゆる面を説明して、そうして徹底  
的に闘つていくことが、団体交渉の基  
本であるやにわれ／＼は考えているの  
である。そうするとこの法文は、その  
結果の一部分を規定しているにすぎな  
い。團結権についても同様でありま  
す。團結権そのものについては、先ほ  
ど春日委員からも御質問があつたので  
ありますが、四八年の第三十一回の労働  
会議における第二條、第三條、そうい

うものを調べても、どこまでも官  
憲なり、政府なり、公共の機関とい  
うものは、団体をつくるその組織に干渉  
をしてはならない、どういふことがあ  
つても干渉してはならぬ、こういう規  
定があるにかかわらず、この規定で  
は、團結権というものをわくを、自主  
的に自分が労働組合をつくるのだとい  
う、それだけのわくに限定してかか  
つておる。こういうことは、憲法第二十  
八條の規定を根本的に表現してない  
のではないか、こういうふうには考  
へるのであります。この点について、  
そうではない、これはやはり労働法規  
の建前によつてつくつたのである。そ  
ういふ基本的な権利を行使するため  
に許されているというのが、現在の法的  
な立場において解釈されている觀念で  
ありますから——ある一方の技術的  
問題だけを加えておるが、中身は憲法  
第二十八條の罷業権、あるいは団体交  
渉権、争議権、さらに團結権、あるい  
は団体行動権というものについては、  
いささかもこの規定によつて制約をし  
ない。その目的達成のために、社会通  
念上正当なりと考へられる一切の行爲  
は、やはり第一條において保障してい  
るのであるといふことが考へられるか  
どうか、あるいは技術的なものである  
といふように考へられるかといふこと  
について、もう一回お答え願います。  
○松崎政府委員 さつき石田委員に御  
説明いたしましたように、第一條につ  
きましては、憲法第二十八條の労働権  
の保障を、いささかも阻害しようとい  
う意図は持つておりません。ここに今  
おつしやいました方法論が書いてある  
といふことは、團結権なり、団体交渉  
権の方法のうち、最も主要なもの、最

もプリンシプルなものを掲げておるの  
でありまして、それ以外のことは禁ず  
るのだという趣旨にお読み願ふこと  
は、われ／＼は考へておらぬのであり  
ます。  
○土橋委員 これは、法務廳からもお  
見えになつておられますが、ただいま  
の答弁で間違いないとするならば、な  
ぜかような一方的な技術的なものだけ  
を取上げて、これを保障するように書  
いておるか。これは次の第二項の條項  
において、前項の目的を達成するため  
と書いてある。そうしてこういう廣汎  
な團結権、団体交渉権、あるいは罷業  
権、団体行動する権利といふものは、  
その目的達成のためには、社会通念上  
許されたいかなる行爲であらうとも、  
至当であるといわれるものを保障する  
といふ立場において、第二項を解釈す  
るか。ここに書いてある技術的な説明  
的なものを取上げて、前項の目的を達  
成するために、労働組合をどうする、  
こうするといふことの規定を設けるこ  
とによつて、非常に解釈が狭まつて來  
る。そういう点を明確にしないため  
に、法規そのものの解釈についても、  
とかくの疑問が生ずるのですから、私  
が申し上げたような労働者の基本的な  
権利、もう一回申し上げますと、團結  
権、団体交渉権、その他団体的行動権、  
このうちには争議権もあれば、ストライ  
キ権もあり、サボタージュの権利もあ  
る。そういう権利の、目的達成のため  
に行われるあらゆる行爲は、これを保  
障するのだ、但しこの内容の公序良  
俗、あるいは社会通念上もとるもの  
については、これは時の解釈に従つて  
いろいろになるが、そういう基本的権  
利は、あくまでも保障するといふこと

を書かざらば、そういうふうな次の條  
文の解釈も行かなければなりません  
し、またこういう規定の解釈のよう  
なるならば、いよく壁に當つて來る  
ことになるが、法務廳はどういふ  
に考へているか、私の質問の内容につ  
いて、間違いないかどうかという点  
を、お答え願いたい。  
○高橋(一)政府委員 今回の改正法案  
の第一條第一項というものは、根本の思  
想におきましては、現行法の一條一項  
と私は同じようなものであるといふ  
うに理解するのであります。あまり  
文字にとらわれて、きつ／＼に解釈  
すべきものではないといふふうに考  
へておられます。  
○土橋委員 ここで議論しても、しよ  
うがないのであります。あなたの方  
の御所見は、第一條と同じである、あ  
くまでも団体交渉権、團結権、さら  
に団体的行動権、そのうちには罷業権、  
サボタージュ、あらゆる権利は保障さ  
れているが、ただここにおいては、法  
の書き方が私をして言わせれば、非  
常に不十分でありまして、私は昨晩蘆山  
保安法の條文を見ましたが、きわめて  
わかりやすく、日本語的である。この  
法文はいくら読んでも、何を言つて  
いるのか、どこに重点があるのか、第一  
條においてもわからないのでありま  
す。従つてこういう人を迷わすよう  
な、一般常識で考へられないような、  
非常に困難な條文はやめていただい  
て、今あなたがおつしやつたような  
うにかえて、この点わかりやすい明確  
なものにするといふことを要望し、ま  
たそういうようにしなければならぬ  
といふことを主張するわけでありま



條項に違反した争議行為というものはどうかということになりますと、この平和條項のきめ方にもいろいろあるかと思ひますので、一概には申せませんけれども、これはやはり全体としても不当であり、この場合にも不当ではないかというふうに考へるのであります。さらに規約の場合になりますと、これは労働関係においても、あるいは一般の社会関係においても、規約の持つウエートの関係などがいろいろありまして、やはり一概には申せません。これは具体的に解決さるべきであるというふうに考へておるのであります。たいへん概括的でありませうけれども、一應の御説明を終ります。

○大橋委員 先般の質問に対しまして、ただいま御回答がございました。私がこの質問をいたしました動機は、どういふ点にあるかと申しますと、従来二項の正当性の問題が非常にあいまいに取扱われておつて、これがために労働争議における警察権の介入が、不当に争議の正常なる解決を妨げるような場合も少なくなつた。そうしてまたこれに対する政府側の見解といつては、この條項の正当性といふことはなかくむずかしいことである。こういうことをおつしやいませうけれども、さてもいかなる理論によつてこれを解決するかという点になると、ほとんど努力が足りなかつたのではないかと私は推察をいたしておつたのでございます。なおまたこの正当性をこの際につきりいたしますこと、労働双方におきましても、争議をやる際のやり方というものに合理的な根拠、またその限度というものをはつきりする。従つてまた警察権の無用な

る干渉を排除するといふ有益なる効果を得るものと存じまして、この質問をいたしたわけでございます。しかるにいただいたお答えを伺いますと、私としては満足することができないのでございます。まず根本的に私は、この三つの場合の正当性といふものを——今同じものであると言われませんでしたけれども、これは私は同じものではないと考へるのが、正しい考へ方ではないかと思ふのであります。なぜかと申しますと、第一條第二項の場合におきましては、これは刑罰の問題であります。刑罰の問題といふのは、その行為をなした人の、その行為の結果の社会的影響といふものを考へまして、対社会的関係において、その行為が不当であるとされるがゆゑに、これが処罰されると思ふのでございます。この場合にもちろん二つありまして、それは先に仰せられましたように、争議そのものが不当とせられる場合、また争議が正当なりと考へられる場合、個々の行為が不当であるとせられる場合、この二つの場合が区別されると思ひます。いずれの場合におきましても、それらの行為が社会に対して危険な行為であるといふ意味において、これは不当性を認められざるを得ないものであると思ふのでございます。これに反しまして、第八條の場合はどうであるかと申しますと、第八條の正当、不当といふのは、これは事業主、すなわち使用者に対する労働者または労働組合の行為なのであります。これは対社会の問題ではなく、対使用者の不当性といふものの関係において、正当、不当をきめるべきものではないかと思ふのでございます。これをさらに詳細に申

上げますならば、使用者に対する場合におきましては、たとへば労働協約の平和條項に違反したという行為のときものは、これはその使用者との間に締結せられた労働協約の違反でありまして、使用者に対する信義、誠実の原則に違反したと考へるがゆゑに、これは対使用者関係においては、確かに正当ならざる争議である、こういうことに観念することができると思ひます。しかしながらその労働協約の平和條項に違反したといふことは、これは対社会の関係においては、何ら関係のない第三者であります。ゆゑに、対社会の関係においてそれが不当なりとせられる理由は、毫もないのではないかと考へます。少くとも私は第八條の場合と第一條第二項の場合においては、その行為の対社会的関係、対使用者関係、そのいずれの場合においても、不当とせらるべきであると思ふのでございませう。もし使用者との関係でありませうならば、その使用者はこれに対して報復的な処置をとることも、場合によつて認めなければならぬと思ふ。そう考へて参りますと、不当労働行為の場合には、この対使用者の関係、対社会的関係の中間に属するところの関係ではないか。また私自身この問題についての結論を得ておりましたけれども、私としては今申し上げましたような関係は、この問題を研究する上において、十分にきわめなければならぬいくつかの点があると思ふのでございませう。私は、先に申し上げました通り、すでに労働組合法の施行以來三年を経ました今日に至るまで、政府のこれに対する解釈が、あいまい模糊とし

ておつたといふことがございませう。まことに遺憾のきわみであると思ひます。もとよりこの問題は、世界の労働法界における難問の一つではありますけれども、しかしながらおおよそ検査を指揮せられます当局として、また不当労働行為が何であるかといふことを判断せられますところの労働省として、この問題について何らの研究が行われておらなかつたといふことは、まことに残念に思ふのでございませう。私はかような意味におきまして、ただいまの御説明には満足することとはできません。しかし今これ以上の御返事をこの際におきましても思ひません。また、ただいまの御返事をこの際におきましても、それはむりであると思ひます。私はこの次の国会までに、政府の關係各機関におかれまして十分に研究をされまして、そうしてその結果を、次の国会の労働委員会において、また十分に質問させていただきますと思ひます。それから、そのときまでに、しっかりと御研究をいたしたくございませう。なおまたこの問題は、昨日も公聴人が、労働法規をきめる際には、いろいろな協議会あるいは審議会の議を経るということをおつしやいませう。私はこの不当労働行為に関するこの法律の解釈も、法律を定めるのに劣らぬほど重要な問題であると思ひます。から、この解釈について、政府がさらに研究を進められます場合には、労働双方の関係者、並びに中立の立場にありませう適當なる方々の意見も十分に参考にせられまして、そうして適切な解決を、すみやかに完成していただくことをお願いいたしますのであります。

たたくことをお願いいたしますのであります。なお法務廳につきましては、この法律についての一般的な批評をいたしまして、また昨日の公聴会におきましても、これらの法規が憲法違反ではないかといふような意見も投げられておりました。この点についての法務總裁の確固たる御答弁を承りたいと思ひますけれども、これはなお法務總裁のおいでになりました適當な機会に、御答弁をお願いしたいと思います。労働大臣に對しましては、なおお見えになりまして、この問題に対する私の質疑はこれで打ち切ります。

○石田(一)委員 ちよつと関連して……。ただいまの御答弁でいまだ十分だと思ふのですが、いわゆる刑法の業務妨害罪といふものは、正当な争議行為の結果発生したいわゆる第一條の第二項の暴力行為といふことがあつても、これは業務妨害罪では律しないといふ趣旨であつたと思ひます。この改正案の第一條の第二項の但書の暴力行為の行使といふことが、もし現実にあつた場合に、はたしてこの裏づけとなる刑法の罰則といふものは、どの條項をもつて罰せられるのか、この問題を私ははつきりこの際にお聞きしたいと思います。

○高橋(一)政府委員 多少御質問の趣旨をとり違えておつたかもしれませう。暴力を行使する争議行為といふものは、やはり暴行でありますとか、あるいは傷害、あるいは器物毀棄、場合によりまして業務妨害といふような條文の適用を受けて処罰されることになつております。私が先ほど業務妨害

の運用について申し上げましたのは、  
そういう暴力と言えない要素に團結  
の威力といったような、当然しごくの  
ことをやはり威力だ、こう言つて、普  
通のストライキに対して業務妨害罪な  
んかを適用はしない、こういうふうな  
ことを申し上げただけであります。

なおそのほかに、暴力行為等処罰  
に關する法律なども、暴力違反につき  
ましては適用になる場合がありませ  
し、いろいろ他の適用法律などもあり  
得るかもしれません。

○石田(一)委員 そうすると正当な手  
続によつて正当な労働組合が争議を起  
した場合には、もちろん争議行為は威力  
を伴うもので、威力があつたからとい  
うので、その威力をもつて業務  
妨害罪にすることは、これは当然  
のことなので、よくわかるのですが、  
もしその間、先ほどの政府委員の説明  
の中にあつた、いわゆる労働省の第一  
次試案の中に現れておりましたよう  
な、著しく喧嘩にわたつたとか、あま  
り長時間にわたつて使用者を、交渉す  
る場合に一定の場所にきづづけに  
いろいろ質問したというふうなことで  
すが、そういうふうな問題が起きたと  
きに、これは威力の程度を越えている  
ということに判断される場合がある。  
そういう場合に、少くともこれが威力  
の程度を越えているからというので、  
第一條第二項の但書の暴力というもの  
に類似した行為であるということ、  
これが律せられるとすると、結局この  
規定があるために、これらの正しい争  
議行為の中に、たま／＼熱心のあまり、  
ちよつと騒いでやつたとか、ある一  
部の者が、あつて窓ガラスにひじを

つつ込んで、窓ガラスをこわしたとい  
うようなことが、今の御説明でただち  
に暴力行為、器物破毀ということに罰  
せられることになると思うのですが、  
そういうふうな理解してけつこうでござ  
いますか。

○高橋(一)政府委員 間違つて窓ガラ  
スを破つたというふうな場合は、これ  
は犯意を欠きまして、いわゆる暴力と  
いうことは言えないと思ひますが、そ  
うではなくして、やはりわざとやつた  
というふうな場合は、暴力たることは  
間違いないと思ひます。そして  
そのようなことは、争議行為として  
もやはりやつてはならないことであり  
ます。理論的にそれは不当であり、処  
罰をすればできるわけでありませう。  
そういうふうな解釈しておるのであり  
ます。但し前にもこの委員会でも申し上  
げましたように、争議行為はその性質  
上、いろいろ多勢の人の感情をはら  
んだ複雑な動きをするものであります  
から、それを重箱のすみをほじくるよ  
うに、非常に軽微な事犯まで一々取上  
げることは、これは角をためて牛を殺  
すたぐいであります。検査の方針とし  
て、そのような運用はしない。やは  
り大まかに考へて、大筋を押えて行く  
ような運用をいたしておるし、また今  
後もいたして行かなければならないと  
考へております。

○石田(一)委員 そうするとその場  
合、争議をする労働者の争議の範圍を  
逸脱した第一條第二項但書の暴力行為  
であるというので、それが検査された  
場合に、昨日公聴会あたりでもたいへ  
ん問題になつておりましたけれども、  
この労働者の暴力行為を挑発し、ある  
いは誘発した責任が使用者側にあると

いうような場合に、この労働者の暴力  
行為の行使という点に対して、一種の  
正当防衛であるとか、あるいはその情  
状が酌量されて、この暴力行為も一應  
は罪にならないとされるか、そうし  
た一般の刑法上の罪の減免というよう  
なことは、もちろん考慮されるわけ  
であると思ひますが……。

○高橋(一)政府委員 相手方が非常に  
挑発したために、遂に怒つて暴力に及  
んだというふうな場合には、情状とし  
て十分に考へなければならぬと思ひ  
ております。しかしそれは相手方が  
挑発すれば暴力に訴えてもいいのだ、  
こういう考へ方じやなくして、やはり  
暴力は悪くても、その場合にはまこと  
にむりもなかつたであらうというよう  
に、その行為に対して運用上これを酌  
量するのである。理論的にそれが罪と  
ならない、罰しないという考へ方では  
なくて、悪いことではあるけれども、  
それを酌量する、こういうふうな考へ  
なければ、争議というものは実力だに  
なつて参るのではないかと、このよう  
に考へておるのであります。

○土橋委員 ただいままで、大體政府  
のこの法文に対する見解、ほほ政府が  
この考へておるだらうというこはわ  
かりました。しかしながら、私はこの  
いう点から——この暴力の行使という  
事柄について、先ほどの御答弁では、  
不法の実力の行使であるという御説明  
であつたのでありますが、これは普通  
の場合には、暴行という規定の説明に  
一般刑法では使つておるようでありま  
す。もし暴力の行使ということが、不  
法の実力の行使であるというならば、  
これは不法な有形力の攻撃を加えると  
か、不法の実力によつて云々という規

定によつて、暴行という規定の説明に  
使われておる解釈でありますので、そ  
うすると、ただいまの高橋さんの御説  
明では、刑法の暴行と何らかわらない  
ということになるのであります。そこ  
でそういう解釈を廣げて来て、但し威  
力を用いる場合はちよつと違ふのだと  
いうことになりませうと、人の犯行を抑  
圧する程度の暴行という限度は、今判  
例でも学説でも大體一致しておるの  
であります。人の犯行を抑圧する程度  
の暴行とはどういふものであるかとい  
うことは、法律学によつてはほほ一定し  
ておるのであります。また脅迫の場合に  
は、人の犯行を抑圧する程度脅迫と  
はどういふものであるかといふことは  
一定しておる。これは權威ある刑法学  
者はほとんど一致している。そうす  
ると、こういうふうな世界労働運動史上  
非常に考へなければならぬ條文をこ  
の箇所に入れて、多少紛議を起すよう  
な、そうしてまた官憲がこれを利用し  
て正当なる団体交渉、あるいは正当な  
争議行為、正当な団体的行動権、その  
いうふうなものに干渉する糸口を興え  
ることは、はなはだ法的措置としても  
純粹的に見て不当なものである。この  
いう点が明確になるのであります。な  
お第一條の關連から、第二項の前段を  
ごらんになつてみればわかるが、前項  
に掲げる目的を達成するためになした  
正当なものについては、刑法第三十五  
條の規定を適用する、こういう規定が  
置かれておる。第一項の規定の解釈に  
は、今あなた方が御答弁になつたよう  
に、團結権、団体交渉権、団体行動権  
に、團結権、団体交渉権、団体行動権  
を達成するために労働者側が行うあらゆる行  
為がある。その行為がどういふ行為で

あるかといふことは、説明しなくても  
あなた方はわかつておると思ひませ  
うが、その目的達成のためのあらゆる行  
為をやるといふ観点から、第二項の但  
書を解釈する場合と、第一項の但  
書の前項の規定に掲げる目的を達成する  
という点については、法的な観念に  
おいて非常に違つておると思ひます。これ  
はおよそ法律を知つておる者は、だれ  
でも観念的に違つて來ると同時に、し  
まに行けば解釈の範圍が狭くなつて  
來ることはだれでもわかつておる。こ  
の但書として暴力の行使といふよう  
に、非常に漠然たる観念を植へつけて  
おるところに、法的技術の矛盾を持  
つておるのであります。従つてこれは明  
らかに法的に見ても、観念的に、前項  
の規定に掲げる目的を達成するために  
と言つておる限りにおいて、今あなた  
方が御答弁くださったように、前項の  
規定を中心的に解釈するのだというよ  
うな解釈になつて來ると、石田君の先  
ほどの質問に対する答弁は全然うそで  
あつたということになるし、團結を擁  
護するその方法は自主的な労働組合を  
組織することだ、あるいは地位の向上  
というのには對等な立場でやるのだとい  
うように、解釈の範圍を制限しておい  
て、前項の目的達成のためになした行  
為に対しては、第三十五條の免責規定  
は認めるのだというところになると、法  
的観念としては非常に違つておる。  
だから私は何回も念を押して聞いた。  
ところが、いや、憲法第二十八條の規  
定とは間違つていないと言われるので  
すが、前項の目的を達成するためとい  
うことは、憲法第二十八條の基本的な  
權利といふことであつて、第一項の規

あるかといふことは、説明しなくても  
あなた方はわかつておると思ひませ  
うが、その目的達成のためのあらゆる行  
為をやるといふ観点から、第二項の但  
書を解釈する場合と、第一項の但  
書の前項の規定に掲げる目的を達成する  
という点については、法的な観念に  
おいて非常に違つておると思ひます。これ  
はおよそ法律を知つておる者は、だれ  
でも観念的に違つて來ると同時に、し  
まに行けば解釈の範圍が狭くなつて  
來ることはだれでもわかつておる。こ  
の但書として暴力の行使といふよう  
に、非常に漠然たる観念を植へつけて  
おるところに、法的技術の矛盾を持  
つておるのであります。従つてこれは明  
らかに法的に見ても、観念的に、前項  
の規定に掲げる目的を達成するために  
と言つておる限りにおいて、今あなた  
方が御答弁くださったように、前項の  
規定を中心的に解釈するのだというよ  
うな解釈になつて來ると、石田君の先  
ほどの質問に対する答弁は全然うそで  
あつたということになるし、團結を擁  
護するその方法は自主的な労働組合を  
組織することだ、あるいは地位の向上  
というのには對等な立場でやるのだとい  
うように、解釈の範圍を制限しておい  
て、前項の目的達成のためになした行  
為に対しては、第三十五條の免責規定  
は認めるのだというところになると、法  
的観念としては非常に違つておる。  
だから私は何回も念を押して聞いた。  
ところが、いや、憲法第二十八條の規  
定とは間違つていないと言われるので  
すが、前項の目的を達成するためとい  
うことは、憲法第二十八條の基本的な  
權利といふことであつて、第一項の規

定がいかにか間違つておるかということ  
を証明するものであります。従つてそ  
の次の暴力の行使ということも、今も  
御説明があつたように、暴行と同じよ  
うな解釈をあなた方はとつておる。簡  
単な説明で、何らその間において暴行  
と違ふという点は一つも無い。ところが  
が暴行には人に加える場合の暴行もあ  
るし、物に対して加える暴行もある。  
結局法的利益を持つておるものに対す  
る直接的、間接的あらゆる場合を想定  
して来ると、ここに書いてある暴力の  
行使ということは意義がないことにな  
る。いわんや世界の学説上非常に問題  
があるというやうな危険なもの  
を、ここに掲げるといふことは、どう  
いう意味であるかといふと、労働省及  
び民主自由党が、先ほど申しました基  
本的な考え方から、かような過誤まで  
犯して、この法文を挿入せんとするこ  
ろに、まず法律的の見解も間違つて  
おるし、事実政策としてこういう規定  
を入れておるところに、率直に申し上げ  
て労働階級にとつてはきわめて反動  
的な法文であつて、そういう意味か  
ら、私はただちに抹消していただきたい  
と思つたのですが、これは議論になり  
ますし、時間もありませんので、一應  
あなたの御見解では、われわれは暴行  
と同じやうな解釈をとつておるとい  
うように確認して、次に移りたいと思  
います。

ておる。第一條第一項に本法の制定の  
目的を規定して、そして労働組  
合はどのようなものであるかといふこと  
を、第二條において規定して、この  
ところが、第二條第一項の規定を見る  
と、これはまず第一條の規定を見る  
と同時に、ただ連合会も労働組合であ  
るといふことだけを規定しておるので  
あります。それ以外に何も無い。  
そして第一項の規定は、この前の賀來  
さんの御説明によると、最初の第一号  
の條文は、使用者の労働関係について  
の計画と方針とに關する機密の事項に  
接し、そのためにその職務上の義務と  
責任とが当該労働組合の組合員として  
の忠誠と責任とに直接に、い触する監  
督的地位にある労働者その他使用者の  
利益を代表する者の参加を許すものは  
御用組合だ、こういうことを言つてお  
る。この説明では身分的な、職能的な  
ものから規定して、この説明は確  
かに速記録においてもそうなつておる  
と思つし、私もそう確信しておるし、  
あなたの方の逐條審議の説明もさやう  
に書いてある。ところがここで一つ問  
題になることは、おおよそ労働者が会社  
に命ぜられた仕事をやつておる場合  
に、それが会社の部内に対しても、第  
三者に対しても、利益を代表しないよ  
うな仕事をしていない。これはどうい  
う企業形態の、どの部門をとつても、  
機密の事項に關するものであろうと、  
流れ作業であらうと、何であらうと、  
会社の利益にならないことは絶対にや  
つておられない。利益になる仕事をや  
つておる。ここに会社の利益を代表する  
といふ者としてあるが、明らかに身分  
的な、しかも職階的な地位、監督的地  
位にある者に限つて、これは組合側か

ら見れば、觀念上利益を代表する者と  
言われるのである。従つてかりにどう  
いう作業場においても、たとへば便所  
掃除をする者であつても、やはり会社  
の利益のために行うのでありまして、  
会社の利益をその面においては全責任  
を負つて代表しておる。従つてさうい  
う職能的なものによつて範圍を廣めて  
いることは、私は解釈上非常に疑問が  
あるが、それでもなお職能的なもの  
を含んださうなものを考へておるか、  
この点をお聞きしたいと思ひます。

○松崎政府委員 会社の便所掃除す  
る者も、使用者の利益を代表する者で  
あるといふ御見解は、会社の利益のた  
めに働く者ではあると言へましよう  
が、使用者の利益を代表する者とは  
われわれは考へておりません。職能的  
な問題を考へておるといふ点は、先日  
來申し上げたのと同じであります。

○土橋委員 そうすると、職能的なも  
のまで、労働組合員でありながらこれ  
を労働組合から除外して、管理者の地  
位、身分的な地位のうちに入れしめる  
といふことは、結局現在における労働組  
合の弱体化になる。先ほど言つた例は  
非常に言葉は悪いと思つた例はありま  
すが、労働組合のあらゆる機構にお  
いて、会社の利益を代表しないものはな  
いと思つた。先ほどの例は不十分であ  
つたが、とにかく職階的な地位におけ  
る者、身分的な者こそ監督的地位にあ  
つて、労働者側から言へば、なるほど利  
益を代表すると言へるけれども、職能  
的な面まで、これを及ぼして説明す  
るところに、私は矛盾があると思つた。  
それについてもう一回御答弁願いた  
い。

○松崎政府委員 もちろん職階を考へ  
ますと、その職階には必ず職能があ  
つておりまして、大部分課長とかい  
うような立場にありますが、監督的  
地位にあると言へましよう。しかし課  
長とか部長とかいふ名前にかかわら  
ず、さういふ監督的地位にある、ないし  
監督的機能を果す人間がその労働組合  
に入りますと、御用組合化するおそれ  
が非常に多いといふ意味において、こ  
の第二條第一項は書いてあるわけであ  
ります。

○春日委員 今課長とか部長とかを  
あげられたのですが、これは一般に労働  
組合でも大体非組合員としていて  
るが多いやうです。この間私があげた  
労働組合は、工場、組長をあげてお  
る。さういふことになれば、労働組織  
は課長があり、係あり、その下に組があ  
り、その下に班があるといふことにな  
つて、三人の頭になつて仕事を指揮す  
る者も、それでは会社の利益を代表し  
て監督的な地位に立つから、これを組  
合員から除外するといふ解釈をするの  
かどうか。

○松崎政府委員 その実際の班長とか  
組長は、具体的な地位において解釈し  
なければならぬのでありまして、さ  
つきも申しましたやうに、課長とか部  
長とか、あるいは班長、組長におきま  
しても、さういふ名前にかかわらない  
で、この條文に書いてあります地位に  
ある者は、使用者の利益を代表する者  
と認められるといふことでもあります。  
今の三人しか部下を持つていないとい  
うやうな面におきましては、使用者の  
労働関係についての計画と方針とに關  
する機密の事項に接し、といふ形容詞  
がついておるから、そこで解釈し  
て行くべき問題だと考へております。

○土橋委員 ただいまどうもおかしい  
ことを言われる、労働組合は自分の権  
利を守るために、労働組合をつくつて  
いるのであつて、従つて機密の事項に  
參與する者もあろうし、あるいはすべ  
の役をやつておる者もあろうけれど  
も、やはり問題は労働者の利益を守る  
ためであるので、その労働者の利益を  
守るためのあらゆる行為が、会社のい  
わゆる行為に対して監督的な地位にあ  
る者、身分的地位がさういふものに置  
かれておる者は、最後には御用組合化  
するからであるから、これは除外す  
るといふことは常識であります。とこ  
ろが、ここに書いてあるやうに、少く  
とも直接的、あるいは間接的に、機密  
事項に參與したり、あるいは職務上の  
義務がどうも許さないといふやうな者  
まで、入れるといふことになつて來る  
と、私は非常に現在の労働組合の團結  
権を阻害することは、明瞭であると思  
います。さういふことまで國家の法規  
において制定することが、労働組合の  
自主性を助長するゆゑであるかどう  
か、これが第一点。

私はこの前の日曜に調べたけれど  
も、西多摩の日本セメントの工場にお  
いてさういふ職制がある。その全体の  
仕組を見ると、工場長がおられ、その  
下に次長がおられ、そのもとに課長、  
課長の次に課長代理がおられ、そ  
のもとに係長がおられ、その下に主  
任、さうして係員、これがいわゆる社  
員だといふわけでありまして、その次に  
職長がおられ、工場長がおられ、現場員  
がおられるといふ仕組になつておるま  
す。ここにその図解がありますが、ほ  
んどほかの会社もこれに類似してお  
ると私は思ふ。これは通信省の機構に



いうものは、民主自由党の政策なり、あるいはあなた方が考えた一部の考え方によつて規制を受け、制約を受けておるものに、労働組合法上の組合としての労働組合の権利なり、労働関係調整法の権利を取寄せしめる。しかしながらそれ以外のものは、何であらうとやらないということであれば、これは一党一派に偏して、労働組合の正当な権利の行使をさせない、正当な手続によつても、國家のあらゆる機関を利用させない、こういうような一党一派に偏した行き方であらうと思ひますが、いかがでありますか。ただいまのようなあなたの御答弁では私は不満であります。私がお聞きしておるは、少くとも労働組合として大会なりあらゆるものを持つて、ここで一つの人格を構成する基礎をつつたという場合には、すでにこれは現在のすべての法律觀念においても、その人格を認めるのである。ただ第三者の對抗の要件として登記する、主たる事務所において登記するといふようなことによつて、第三者関係における一切のものが出て来るのだ。自主的にどこまでやらすといふことを主張するならば、なぜこの際できておる労働組合については、労働組合のすべての法律を適用してやらないか。なぜ労働関係のあらゆる権利を享受せしめないか。この点について、さやうな一党一派に偏したものの考え方は誤りではないかといふことを、私は指摘しておるのであります。お答えを願ひたい。

○山崎(岩)政府委員 土橋委員にお答え申し上げます。ただいまの御質問の中におきまして、一党一派に偏した考え方を持つて、この法律を上程して

るといふようなお話でございませぬけれども、先ほども私が御説明申し上げたはずでございませぬが、一党一派に偏しておるの考えを持つて、この法律を組立てたものではございませぬ。それは労働組合を育成するための社会通念に基きまして、それに基礎を置いて、私どもとしましてはほんとうに正しい氣持を持つて、本法案を上程しているという信念にはかわりがないのであります。

○土橋委員 次官は一体この四八年の労働會議の條文の第二條、あるいは第三條をお読みになつておるかどうか。これは條約に加盟してないから、われわれは関知しないといふものではないと思つておる。これは世界の常識であります。またポツダム宣言なり、あるいは極東十六原則によつて、自由な労働組合の組織を持たすことについては、異議ないのであります。そういうことについて國家なり、あるいは官憲なり労働省が、一方的なわくをきめておるといふことは、これは排除すべきことでありませぬ。どこまでも自主的にやらすのが正しいのであります。そういうことについて、少くとも法律上の公共の機関を利用する権利をシャット・アウトするといふようなことは、ものごころを考へ方としては、われわれさういふ考へをとりたくない。また民主的に自主的にやるといふことを中心にするならば、さういふ考へは間違ひではないかといふことを私は言つておるのであつて、もしさうでないといふのならば、いかなる組合でありませうとも、それが大会等において組合の成立を宣言した場合に、当然この労働組合法なり、労働法の適用を受け

て、十分生活擁護と、その伸張をなさしむべきではないか、この点についての答弁を願へばよろしいのであります。

○山崎(岩)政府委員 法律が一つの法益としまして、保護を與えて参りますことのためには、やはり一つの体裁といふものが必要かと存じます。野放しでもつて生みつばなしの状態では、やはり法律の保護の状態としては多少不足のところがあると考えるのであります。そこでその体裁を整へしめることのために、ここに一つの機構といふものをこしらへたのであります。従いましてこの法律の保護を受けたいやうな程度のものは、またその保護を受ける程度のものに進んで行けばいいのであります。何も特別に、その機構を、あくまでも法律保護の目的物の除外にしようといふような考へを持つておるのではございませぬ。その点御了解願ひたいと思ひます。

○春日委員 今の問題に関連して、今の次官のお答えですけれども、法律の保護を與へるためには体裁が必要だ。これはたとへば補助金を出すと、國家が奨励金を出してやるというやうな場合には、一定の体裁が必要であるけれども、労働組合法の場合には、さういふのと違つて労働者の基本的な権利、團結権、さういふものの行使を規定するものなので、何々協同組合をつつたら政府が補助金をやるという場合の体裁と、これは扱ひが違ふ。あなたはその混同されておるのではなからうか。

○山崎(岩)政府委員 私はあくまでも労働組合としてつばな活動をし、民主主義的に、また責任のあるところの

行動をとらうとするものは、やはり法律の設けるところのものに準拠してやつてくださるものが、適當であるかと考へておるのでございませぬ。

○土橋委員 さういふわくを國家がきめることは間違つておるといふことが、第三十一回の労働會議においても言われておるのであります。公共の機関がさやうなわくをきめてはならぬ、事前の届出を強要してはならない、あるいはポツダム宣言もしくは極東十六原則も同じやうな規定を書いておる。また憲法にも書いてあるのであります。あなたのお御所信が何であらうとも、さういふ大きな基礎の上に立つて考へたときには、あなたの御信念は誤つておるのではないかと申すことを申し上げた。それに対して何ら誤りはない、正しいのだと言われれば問題になりませぬので、さういふお考へならばお考へとして、私は次に進みたいと思つておるのであります。

次に第五條第二項の四号についてであります。これは石田委員からも強く御質問がございまして、われわれもつたく同感であります。第四号に「何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われぬこと」とあるが、憲法は信條といふことを入れておりますが、一体これは意識的に故意に落したのか、それともはつきりとは、もしこれが思想的な信條なり、政治的な信條なり、あるいは自分の信念といふやうなものを持つておることによつて、差別を受けることになつて来るか、これは將來非常な問題になつて来る。すでにこれは國際的にいろいろ

は考へられる。さういふことを意識的に落しておる点はどういふわけであるか、この点も一回お聞ひしたい。

○松崎政府委員 この点につきましては、さつき答弁申し上げた通りであります。

○土橋委員 問題は意識的に落したのか、それとも不敏にしてあなたの方でよき書かなかつたのか、それとも故意にこれを除外して、さういふことをやると、さういふ結果があるから、こつちで書かなかつたといふ点を明確に言わないと、落したのか、意識的に書かなかつたのか。書かなかつたとするならば、さういふ弊害を伴つたから、これは書けなかつたといふ点を明確にしない、理由がないのです。もしあなたがお考へたことをおつしやるならば、あなたは憲法第十四條の規定をどうごらんになつておるか。法の前には平等であります。すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。といふことが書いてあるのであります。労働組合にはだれといわず、この條文通りの中に入れてもよろしいじやありませんか。さういふことを言わないで、何か知らぬがさういふ後段の規定を落したり、信條を落すといふのは、意識的に落したのかどうか。意識的に落したならば、さういふ弊害が伴つたといふことを説明しなければ、憲法の條章に反するのではないかと、もし反するならば、さういふ規定をする規定は九十七條の規定にある。さういふやり方を行う政府は、さらに法律の規定においても、全部あるいは

部は無効でありますから、その点をお聞きしておるのであります。

○松崎政府委員 憲法の規定は、法的な取扱ひにおいては人種、信條その他によつて差別できないということであり、労働組合というようないかなる私的な団体におきましては、宗教によつて差別してはいけないという最小限の規定しておるのであります。憲法違反ではないと考えます。

○土橋委員 あなたの御所見だと、宗教のようなものについては別だが、信條についてはどうしても書けないというならば、書けないだけの弊害が起つて来る現実の事実をあげて説明しない限りは、憲法第十四條の規定そのままを入れなければならぬかと思ひます。どうしても弊害があるというならば、あるような説明をして、なるほどの議員が聞いてもつともだ、そうか、そういう不都合があるのなら、もつともではないかというので、われわれは審議するのでありますから、政府がこれを落した方がよいというなら、こういう弊害があるということをおいて、明瞭に説明しなければ意味がないと思ひます。

○松崎政府委員 宗教の問題につきましては、さつきから私が申し上げておる通りであります。ここでは信條について、特にうたう必要がないとお考えおるのであります。

○土橋委員 どういうわけでありませうか。この労働組合全体の精神を決定する場合に、信條というものを入れてならないという具体的な例をあげて説明をしなければ——この規定は当然憲法が保障しておる規定であつて、これは労働組合員であるうと、消費組合員であるうと、株式会社であるうと、社團法人であるうと、財団法人であるうと、すべて第十四條の規定が該当するのであります。従つて國民というものは、非常に廣い人民をさしておるのであります。そのうちの労働組合に限つて信條を入れないという理由は、どこに弊害があるのか。この組合全体の民主主義に弊害がある、そういう証拠をあげなければ、この條文を入れない理由にならないのですが、それを抜かした理由を説明していただきたい。そんな不誠意な答弁はない。

○松崎政府委員 もう一度繰返します。憲法第十四條の規定は法律上平等であつて、國が差別しないということと規定したものであります。労働組合とか、その他の私的の團體が、資格についていろいろな差別を設けることは、何ら憲法違反でない。團結の自由から言ひまして、法律には公序良俗を乱さない限り、当然許されておることと思ひます。

○土橋委員 法の前に平等だということとが、労働組合法その他の法令においても、違つた解釈があるというあなたのお答弁であります。さようなことがこの法治國において許されませうか。いかなる分野においても、先ほど私が申した社團法人であるうが、株式会社であるうが、民法上の組合であるうが、どういふ組合であるうとも、ここに書いてある基本的な原則が、どこまでも守られることを憲法は保障しておるのであります。あなたの説明のように、労働組合法に関する限り、労働関係調整法に関する限り、この條文が個々別々に違つて来るということならば、これはゆゆしき問題である。そう

うと、株式会社であるうと、社團法人であるうと、財団法人であるうと、すべて第十四條の規定が該当するのであります。従つて國民というものは、非常に廣い人民をさしておるのであります。そのうちの労働組合に限つて信條を入れないという理由は、どこに弊害があるのか。この組合全体の民主主義に弊害がある、そういう証拠をあげなければ、この條文を入れない理由にならないのですが、それを抜かした理由を説明していただきたい。そんな不誠意な答弁はない。

いうことは憲法には書いてない。これは國民の基本的な人権として、法の前には平等であるということを宣言しておる。この宣言規定が、個人の説明でどうでもなるということでは、ゆゆしき問題である。あなたの発言は当然無効である。もつと説明できる方を私は委員長に要求する。憲法九十七條にはかように書いてあります。この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。第九十八條には「この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と明確に書いておるじやないか。この規定があるのに、労働組合法に適用しないというのはどういふ理由であるか。もし適用して悪ければ、どのよういふ部門において、この労働組合全体の民主性、自主性、さらに責任性の確立がなされないという、個々の事象をあげて答弁をしない限りは、この答弁にはならないのであります。この國會においては、われわれはその討議をする権利を持つておるから、ここで明確に説明していただきたい。できないういふならば、これは労働省の怠慢である。政府の怠慢である。さよふな諸君に政権を担当することはできない。やはりちゃんとした明確な態度で説明をして——万人ひとしく納得の出来るような法的説明のできる人が、政局を担当すべきであると考えます。

○山崎(若)政府委員 私は政府委員の答弁で適當であると考えておるのであります。事が憲法の重大な問題にわたつて参りましたので、この点につきましては、専門家である法制局長においでを願ひまして、あとで説明していただくようにとははからいます。

○石田(一)委員 今政府委員の御答弁の中で、憲法第十四條の解釈の点について、労働組合のような私的組合は、その構成のメンバーについては、差別待遇をしたつてかまわないということをおつしやいましたが、これは重大な失言です。あなたは政府委員として、何という不意な答弁をなさるのか。労働組合のような私的組合の構成をきめるのには、これは私的なものだから、十四條にいろいろゆる基本的な権利はどうあつてもいいのだ、これは自由であるからというあなたの見方が出て、信條というものをなくして宗教を入れた、こういう説明にもなつて、それは一應あなたもよく反省なさつて、そういう不意な、放言にも似たような言葉は、この際一應お取消しになつたらどうですか。今の言葉は開捨てにならない重大なる失言だと私は思ひます。

○松崎政府委員 ただいまの問題については、私的自治にまかす問題であるというように私は解釈いたしております。

○石田(一)委員 私的自治にまかすのであるならば、それは要するに権利を認めることではないのですが、にもかかわらず、第五條の第四号にこれを規定して、この規定によらなければならぬ

○土橋委員 これは後ほど責任者の方からよくお聞きしたいと思ひますが、今のあなたの御答弁も私はよく覚えておきます。

○土橋委員 次に條項であります。たとえば第五号の規定においては、役員選挙に関する規定が載つておるのであります。こういうことは、何もこういうような法律をもつて規定しなくても、自主的にやらしておいていいのではないかと。この自主性というものが十分尊重せられていいと思ひますが、この点についていかが考えておられるか。特に第八号の規定を見ますと、「同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代表議員の直

○松崎政府委員 ここに書いておることは、最小限度でありまして、この点について差別待遇をしてはならない、これ以上の問題については、私的自治をやつてくだつてけつこうであります。という意図であります。

○土橋委員 これは後ほど責任者の方からよくお聞きしたいと思ひますが、今のあなたの御答弁も私はよく覚えておきます。

○土橋委員 次に條項であります。たとえば第五号の規定においては、役員選挙に関する規定が載つておるのであります。こういうことは、何もこういうような法律をもつて規定しなくても、自主的にやらしておいていいのではないかと。この自主性というものが十分尊重せられていいと思ひますが、この点についていかが考えておられるか。特に第八号の規定を見ますと、「同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代表議員の直

○土橋委員 次に條項であります。たとえば第五号の規定においては、役員選挙に関する規定が載つておるのであります。こういうことは、何もこういうような法律をもつて規定しなくても、自主的にやらしておいていいのではないかと。この自主性というものが十分尊重せられていいと思ひますが、この点についていかが考えておられるか。特に第八号の規定を見ますと、「同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代表議員の直



いて明確に御答弁願いたいと思ひます。

○賀来政府委員 御指摘の極東十六原則の第九項は、原文はローカル・ユニオンということになっております。このローカル・ユニオンという譯語を、ただちにそのまま地方的組合、こういふふうにしてあります。これは、これは間違ひの誤でありまして、やはりローカル・ユニオンというのは、単位の基礎組合のことを言っているのです。労働省といたしましては、この十六原則の趣旨にもよるのでありますけれども、いかに全国的に大きい組合でありますとも、その基礎はやはり単位組合がしつかりしておつて、その集積されたものが、強い組合になるものと考えられております。本法におきましても、単位組合だけを強くして、連合体を弱めようという趣旨は毛頭持つていないのであります。また基本は、基礎の単位組合が強いこと、さらにその単位組合が強いということは、組合員個人々々が非常に自覚を持つてゐること、かような考え方を持つてゐるのであります。御指摘のような連合体を弱めるといふ考えは、毛頭持つておりませんから、御了解願いたいと思ひます。

○倉石委員長 土橋君にちよつと申し上げたいのですが、委員長は決して発言を抑制しようというのではない。御承知のように本案の審議に際しましては、運営委員会が満場一致で審議期間に制限を加へまして、それに基づいて、本委員会でも御承知のように、理事会で満場一致でそれを承認いたしました。従つて委員の数の割当によつて、各党の持時間をおよそきめてあるわけ

ですが、もうすでにあなたの方では春日君が七日に一時分、同じく土橋君が一時分、昨日春日君が午前中にちよつと一時分、今日はすでにあなたがただいままで一時分五十分占領されたわけでありまして、従つてあなたの御発言が長引けば、他の会派の諸君の持時間にだん／＼食ひ込むようなわけでありまして、それで順に融通していただくとしても、明敏なるあなたの頭の中で御整理になつて、なるべく重複を避けるように、議事進行に御協力をお願いしたいと思います。

○土橋委員 たいま委員長は一時分やつたと言われますが、私はこの前春日君の質問に關連して十分間やつただけでありまして、今回初めてお伺いしているのではありません。各委員の方々、また各会派におかれましては御質問があらうと存じますが、もう二、三点だけお許しを願つて終りたいと思ひます。

ただいまの点、ローカル・ユニオンといふのを、あなたの方で翻譯した極東十六原則という表を見ると、確かに私が今申し上げたと同じように翻譯してあります。しかもそれは労働省の大官房秘書課でつくられたものの中にちよつと書いてある。われ／＼／＼／＼／＼／＼の以外に資料がないので、そういう間違つた考えをわれ／＼の頭に抱かしておいて、事實はローカル・ユニオンは単位組合だといふようなことをおつしやることは、労働省の権威のためにも、またわが國の労働行政をやる建前からも、非常に不具識であると思つたのであります。その点明確に翻譯してやつてくださらないと、私たちは間違つた考え方で討議して行くことになる

ので、時間を相当損するわけでありまして、これは労働省の責任に關することと思ひますので、その点を申し上げておいて、次にお許しを得て質問を二、三申し上げたいと思ひます。

りくつを言おうと思ひませんが、第十二條におきまして、あなたの方では民法の四十三條なり四十四條の規定を適用せられてゐるのであります。ところがこれはわが國に團體法というよなものがない時代の權利能力、不法行為に關する規定であります。民法の規定では、法令の定めるところに従つて、定款あるいは附行爲の範圍において、目的完遂のためにする行為を言つてゐるのであります。そういう場合の理事者なり、不法行為者の責任を、民事的に規定してゐるのであります。ところが労働組合は、憲法第二十八條に規定してゐるに、きわめて廣汎なもので、しかもこれは單なる私法的なものではありません。労働組合は、民法の六百何條かに書いてある組合とは違ふのであります。これは國家が公認した權利を有し、公法でもないが、私法でもない性質を持つてゐるのであります。そういうものに目的の範圍を制限するような規定を設けるといふことは、團體法なり労働立法の建前上、非常にまづいと思ひます。

その点例をあげて申し上げたいと思ひますが、これは明治二十九年の法律で、まだ團體法といふものが、日本になかつたときに規定したものであつて、これから非常な制限が出るのであります。これは労働立法の體裁にも、債務不履行の四百十五條の規定にも全部關係してゐる。そういう点あなたの方ではどういふ御所見

をもつて團體法を考へてゐるか。この非訟事件手続法の規定は、無業會社を清算する場合の規定です。民法上の債權債務や清算事務の規定で、こういうものを適用するといふのは、労働省はいささか頭がおかしいと思ひますが、この点お聞きしたいと思ひます。

○平賀説明員 本来ならば、労働組合法の中へ法人である労働組合に關する規定を入れなくてはならぬところであるが、民法の公益法人の規定がござりますので、公益法人の規定でまかざるゝところは、條文が長くなるのを防ぎまして、できるだけ民法の規定でまかなうという趣旨でござります。従つて、これはひとり労働組合だけでなしに、他の法人についても、民法の法人に關する規定を準用してゐるものがたくさんござりますので、この十二條の準用の規定でさしつかえないと存じます。

○土橋委員 それではちよつと例をあげて御回答を願ひたい。たとえばこの労働組合法では總會といふものを持つて書いてある。ところが労働組合では、経費の關係、交通の關係で、總會といふものは一年に一回持つ場合もあれば、二回持つ場合もあります。中間的な意思決定機關としては、中央委員會をどの組合でも持つてゐるのであります。しかしその場合、中央委員會の決定によつて罷業を断行するといふような事態が起つたとき、この二十九年の民法の規定はそれを認めない。やはり總會のことを言つてゐる。そういう場合の意思決定はどういふことにならるか。あるいは組合には中關會議といふものがある。これは地域的基礎から出る場合と、職種の基礎から出る場合があるが、そういうものについて

て、ほかの法人の理事と同じような立場をとらすと——たとえば利益が相反する場合に、第三者に委任するといふようなばかなことは労働組合ではできない。自分が中關委員として出ているときに、第三者に委任して、資本家の利益を代表する者と折衝せよといふことはできない。そういうばかげた事實ができた場合に、どう救済するか。民法の規定を適用すると、そういうことと解決がつかないのであります。そういう点はどういふふうには是正されようかと考へてゐるか、その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○土橋委員 それではこの質問はよしませう。あなたは聞いてもくださらぬし、熱意をもつてやろうという氣持のないことも、はつきりわかつたので、次のことに移ります。

○平賀説明員 私御質問を聞かないといふつもりでは毛頭ござりませぬ。ただどうも御趣旨がよくわからなかつたので、もう一度お尋ねいたしまして、私の考へておりますことを、はつきり答へたいと思つたのであります。

○土橋委員 私の申し上げるのは、組合の場合でも、あるいは民法の法人の場合でも、總會といふことに力を入れてゐるのであります。これが最高の意思決定する機關である、かように言われておるのであります。ところが組合においては、中央委員會といふようなものでも、最高の意思決定する場があるものであります。また利益が反

する場合に、法人の規定により、これは代理人に委任をして、委任代理を置くことができるようになっておるのでございます。ところが労働組合においては、そういう中間的なものによつても意思を決定する場合がありまして、それは非常な効果——特にストライキ等、争議行為のような場合には、ただちにそれが影響するのであります。ところが、この組合法にはそういうことは、最小限度だと言われる中にも、一つも書いておられない。民法の規定を準用するという事になつて、その場合のストライキは、總會の意思でなかつたということになります。これは不当労働行為である、やれ犯罪だ、これは違法なものだということになつて来る、そうなる組合は思わざる迷惑をこうむるのであります。またそういう関係で家を貸したとか、あるいは土地を貸つたとか、電話を貸したという事態があると、第三者にも突撃問題として非常に問題が出て来るのであります。そういう場合について、団体法の規定が明確でない困るではないかという事をお聞きしておつたのであります。これを御答弁で、遅うじやないかということをお聞き上げたいのであります。

○平賀説明員 民法の公益法人におきましても、すべての場合にその法人の意思決定は總會でやらなくてはならぬということではございませんので、この場合にはぜひ總會の決議があるというの、民法の個々の條文で規定があるわけでございます。労働組合法でも、第五條の第二項第九号を見ますと、組合規約は組合員の過半数の投票を得なければ改正しない、規約の中にこうい

う規定を入れますれば、必ず總會の決議を経てなければ、改正ができないということになるわけでございます。すべての場合に總會の決議を経るというわけではございません。民法の場合におきましても、法人の意思決定をするのに、理事会だけでまかされて意思を決定することも、これはあり得るわけでございます。この民法の準用された規定の中に總會ということがあるからといって、労働組合のすべての意思決定は、必ず總會の審議を経なければならぬということにはならぬのでございます。なお労働組合法の五條の二項で、規約の改正は總會の決議によるという規約を掲げること、この法律としては望んでおるのであります。そうではなしに、たとえば役員だけの決議であつてもよいという規約を盛つた労働組合も、もちろんあり得るわけでありまして、ただそういう労働組合は、この法案が理想型の労働組合だと考えておる労働組合じやないので、この五條一項のところは当らない、そういうことにはなるわけでありまして、土橋委員 私はこの問題については、あなたの方で答弁に困られると思つておるので、これ以上質問いたしません。

○土橋委員 私はこの問題については、あなたの方で答弁に困られると思つておるので、これ以上質問いたしません。

○賀來政府委員 労働委員会制度につきましては、世界各國いろいろな制度を持つております。またあり方につきましても、学説なり、議論なり、御意見なりといたしましては、いろいろありまして、ただいま土橋委員御指摘のような御意見の方もあります。しかしながらわれわれ／＼といたしましては、人事院は御指摘のようなことになつておられますが、その他の行政機構にありましては、行政組織法の施行せられておられます今日、当然これは労働省の外局として扱ふ以外には、方法がないのであります。そういった理由であります。もう一つの理由は、現在日本の労働行政の状況におきましては、また日本の現在の行政のあり方から見ますと、労働大臣が労働行政については、一切の責任を國會に對してとつておるのであります。従いまして労働委員会は、われわれ／＼の考えるところによりまして、これは特別な労働行政機関でありまして、さういふ意味におきまして、これはやはりわれわれ／＼といたしましては、外局と申しますか、労働省の一つの特別の機関として設置するのを至当と考えた次第であります。但し御意見にもございましたように、労働大臣が議會に對して責任を持つておられることはありますけれども、事の性格上、また労働委員会が持つておられます使命から申しまして、労働大臣に支配されるといふことなしに、独立してその調停、あつせん等の仕事は行ふべきものだから、考へておる次第であります。

○土橋委員 そういたしますと、國家の行政組織の建前から申しまして、裁判といふものは行政と別個でありまして、従いまして、そういうような司法的事務を担当する職責を、中央労働委員会なり、地方労働委員会に國家が委任する場合には、常にその機構が政府機関から離れまして、不羈獨立の立場においてこれを審議し、しかも結論を出すといふことが、やはり理論的には正しいのであります。ところが現在の労働省の外局となりまして、どうも労働大臣が任命する。たとへば第十九條の第五項の規定なんかにも、「中央労働委員会は、労働大臣の所轄とする。」第七項では、労働大臣が任命するといふこと、任命といふ

ことは、上下の關係をさすのであります。そういった理由で、現実にそういう調停、あつせんその他の決定をいたす内容そのものは、獨立性を持つておりまして、予算の面、あるいは人事の面、その他あらゆる規制を受けるという事になりまして、時の政府が——ただいまは民主自由党でありますために、民主自由党の政策がここに織り込まれて来る。たとえば共産党が政権をとつた場合には、共産党の政策が行われまして、皆さんの方では非常に御異論があるかと思つて、(笑聲)あるいは社会党の方々が政権を担当したとき、そういう時の政府の考え方がよつて、非常に獨立性というものは阻害されるのであります。そういうことまであつてこの法文の中に入れて、外局とする、また委員は大臣が任命する、こういうことについて私は非常に異論を持つておる点が第一点。第二点は、少くとも労働者側委員は、昨日も言われましたように、労働者出身の選挙によつて選んだ者をまず優先的に任命するか、あるいは委託するか、そういう方法が正しいのであつて、自分が職権を持つておるから、十名なら十名のうち五名を選ぶについては、自分の政府の政策のお気に入りの方を選ん

て来る、こういうことが長野縣でも、東京都でも、また中央労働委員会においても、現われておるのであります。これは権威ある末弘博士のきのうのお話のように、労働者の強い方がよろしいのだ。弱いのはよろしくない。徹底的に強い方がよろしい。そうであつて初めて、正しい中立側の委員、公益委員の審判も出て来るのだ。くにや／＼して、出席もしないのは困つてしま

こと、上下の關係をさすのであります。そういった理由で、現実にそういう調停、あつせんその他の決定をいたす内容そのものは、獨立性を持つておりまして、予算の面、あるいは人事の面、その他あらゆる規制を受けるという事になりまして、時の政府が——ただいまは民主自由党でありますために、民主自由党の政策がここに織り込まれて来る。たとえば共産党が政権をとつた場合には、共産党の政策が行われまして、皆さんの方では非常に御異論があるかと思つて、(笑聲)あるいは社会党の方々が政権を担当したとき、そういう時の政府の考え方がよつて、非常に獨立性というものは阻害されるのであります。そういうことまであつてこの法文の中に入れて、外局とする、また委員は大臣が任命する、こういうことについて私は非常に異論を持つておる点が第一点。第二点は、少くとも労働者側委員は、昨日も言われましたように、労働者出身の選挙によつて選んだ者をまず優先的に任命するか、あるいは委託するか、そういう方法が正しいのであつて、自分が職権を持つておるから、十名なら十名のうち五名を選ぶについては、自分の政府の政策のお気に入りの方を選ん

て来る、こういうことが長野縣でも、東京都でも、また中央労働委員会においても、現われておるのであります。これは権威ある末弘博士のきのうのお話のように、労働者の強い方がよろしいのだ。弱いのはよろしくない。徹底的に強い方がよろしい。そうであつて初めて、正しい中立側の委員、公益委員の審判も出て来るのだ。くにや／＼して、出席もしないのは困つてしま

ということを、明確に証言されておる  
のでありますが、こういう観点から考  
えて、第二点として、私は労働大臣の  
権限というものは、その線に従つたも  
のを中心として、ただ形式的に委嘱す  
るものであるか、それとも、そういう  
権限を持つておつてやるものである  
か。この規定の解釈はどういうもので  
あるか。この点をお聞きしないと、あ  
とで非常に問題が生ずるのではないか  
と思つておられます。

○賀来政府委員 本法案におきまして  
任命という言葉を使いましたのは、こ  
れは公務員法の規定ができましたの  
で、任命という言葉を使つたのにすぎ  
ないのでございます。従つて従来  
の委嘱という取扱ひの方と、精神にお  
いてはかわりはないのでございます。任  
命という形を使ひましたから、労働大  
臣が労働委員会を自由に左右するであ  
らう、かようなことは考へておりませ  
ん。また民主的に國家が育成されるに  
つれまして、いやくも労働委員会と  
いう制度に対して、一行政長官が  
これを左右するというふうなことがあ  
りますれば、必ずや國會においても問  
題になりましようし、またもし問題に  
ならないとしても、輿論が承知をいた  
さないと考へるのであります。われ  
れ特に行政の任にありまうといた  
しましては、あくまでも労働委員会が  
独自の立場をもつて、公正なる判断を  
いたすように、協力する任務があるを  
考へておるのであります。ただこの委  
員会は裁判所とは違つたのでありま  
して、われ／＼のかねて念願としてお  
りました準司法的な処置を、今度の法案  
におきましては、行政処分としてする  
ということに、規定いたしておるので

あります。この点につきましても、各  
方面におきましてもう少し労働裁判所  
的、すなわち労働委員会自体の処分が  
執行力を持つようにならう、という御意  
見もあることは承知いたしております  
が、日本に現在裁判所制度というものが  
現存しておられます状況から言いま  
すと、労働委員会はやはり特別行政機  
関の範囲を出ることはできないのであ  
ります。従つてこの委員の任命に  
あたりましては、労働大臣は最も公正  
なる人を選任するという一つの責任を  
持つておるのであります。労働委員会  
が開選した動き方をすると、このこ  
に、あるいは輿論に対して、責任を持  
たなければなりません。従つて最  
も公正なる選任方法をとらなければな  
らないのであります。従来もやり方  
であります、いわゆる職権委嘱とい  
ふふうな形、すなわちかりに労働組  
合の推薦がありましても、知事はその中  
からとらずに、委嘱することができた  
のであります。今度の法案の趣旨か  
ら申しますと、推薦があるのに、これ  
別に職権委嘱をするということ、これ  
たさないのでございます。どうして  
推薦の得られないときには、幾たび  
労働組合に推薦方を依頼いたしまして  
も、どうしても推薦が得られないとき  
には、やむを得ずはから任命はいた  
しますけれども、従来のような職権委  
嘱は適當でないと思へるのであり  
ます。ただ先般春日委員の御質問と思  
はれましたが、この委嘱の際にあたり  
まして、労働組合側に、多数の推薦者  
の中から順次にこれを採用せよ、こ  
ういふふうな制限を申しますか、條件付  
の御希望がありましても、やはり労働大

臣、知事は自己の責任において輿論の  
批判、あるいは議会の批判というもの  
を考へておるわけでありまう。その委  
員になる方に対しては、行政機関の  
さような制限は適當でない。かよう  
に考へて運用いたしておる次第であ  
ります。

○土橋委員 そうすると過去にお  
いて、中央労働委員会に、全金属労組を  
代表して和田君、あるいは電産を代表  
して上野君が産別会議から推薦を受  
け、あらゆる妥当な方法でこれをやら  
れた。ところが、どういふ意味か、私  
が聞くところによると、これは好ま  
しからざる人物だか何かしらぬが、そ  
ういふことによつて労働委員として任  
命できなかつたのであります。そうい  
た行爲は明らかだに聞つておると思  
うが、あなた方はこの席上において、そ  
ういふことは聞つておるということ  
を仰せになれますか。ちよつと伺つて  
おきます。

○賀来政府委員 ただいまの御質問は  
中労委でなしに、都労委のことであ  
らうと考へておられます。この点は産別  
からだれ／＼という推薦があつたのであ  
りますが、その推薦のあつた方の中  
から、知事が最も適當であるという人  
を委嘱申し上げることは、これは何ら  
しつかえないと考へておるのでござ  
います。

○土橋委員 そうすると、これはやは  
り今あなたが仰せになりましたよ  
うに、現在の規定から見た場合にはや  
むを得ない、改正せられるならば、そ  
ういふ点は是正せられる。こ  
ういふ態度であるか、この点が第一点。  
第二点は、関連して中山教授のこと  
であります。

○賀来政府委員 ただいま東京都の問  
題につきまして申し上げたのは、現行  
法の施行令三十七條の規定に基きま  
して申し上げた次第でございます。中  
山委員の選任の問題につきましては、こ  
れは中央労働委員会今次の選任の場  
合のことだと思ひますが、今次の選任  
に際しましては、現中立委員は労資一  
致しての御推薦になつておるのであ  
ります。

○土橋委員 それではこの章はこれ  
で終りまして、最後に一言だけ伺ひし  
ます。まだ多々質問をする点があり  
ますが、時間的制約で私は非常に残念  
であります。もつと國會議員には審議時  
間が伸長せられまして、万遺憾なきと  
ころの審議を期したいと思います。今  
の委員長のお言葉もありません。今  
をのむ思いで私はこれで終ります  
が、次の機会においては、委員長にお  
いて十分に審議時間を與えられよう  
に希望するものであります。これは労働  
者側の死活問題で、私はことさら政府  
委員をいじめるのではなしに、労働者  
側の生活擁護、労働者階級の権利のた  
めにあくまで闘うのが、われ／＼の使  
命でありますので、誠心誠意をう  
ういふ御持で聞いておるのでありますから、  
そういう点を御了解願つて、最後に私  
は一つ明確に御所見を承つておきたい  
ことがあります。中央労働委員会の  
「會議の公開」というところで第二十一  
條に「労働委員会は、公益上必要があ  
ると認めるときは、その會議を公開す  
ることができ」と書いてあります。  
「一体前文で公開の原則をうたいな  
がら、後者においては「公益上必要が  
あるときは」というように、制限下に  
おいて公開せられるように書いてあ  
る。こつちの文意的に誤りのことをや  
つておる。これが第一点。

第二点としては、なぜ労働委員会が  
非公開であるか。原則として公益に必  
要があると認めたとときのみである。それ  
以外はどうもい、こつちの態度を  
とつておるのか。今日國會といへど  
も、特別の事情のない限りは公開をす  
るのであります。また裁判所において  
もそうです。また人事委員会の事実審  
理についても、すべて公開でありま  
す。こつちのことがすべて民主主義の  
原則であります以上は、なぜすべての  
ものが公開できないか。また秘密主義  
でなければならぬ理由がどこにある  
か。私が今まで関與した労働争議にそ  
ういふ例はありません。ただ調停案を  
出すときに、どういふあんばいにする  
かといふこと、技術的なことで多少  
のこととはあつたと思ひますが、すべて  
労資双方の立場は対等にやつて來た  
のであります。しかるになぜこつちの規  
定をこつちの書いてあるのか、この点を  
伺ひたい。

○賀来政府委員 この法案の見出しに  
會議の公開と書いてございますが、こ  
れは明らかにわれ／＼の誤りでござ



りまして、ここに労働組合員自体がよほど自覚を持ち、また民主的、自主的に、十的のなし得る人間にならなければ、なか／＼法律だけでは結果はよくないものでありまして、先般も政府は法律だけで決して十分な成果をあげ得られない、そこには総合的な諸般の施策というものが伴わなければ、その効果はあげ得られぬということを言っております。たまたまこの組合において規約の改正あるいは争議の開始、その他無記名投票でもつて決するということがありまして、ある一部のもの、相当底力のある実力をもつて、にらみをかかすというようなことがありましては、結局いくら法文の上には民主性が十分打立てられておりましたが、その結果は、やはり非民主的な結果を將來するのであります。そういう点につきまして、政府はこの改正案によつて、そういう一部の不健全分子を排除して、組合運動の民主性、自主性、あるいは責任のある行動が、十分成果をあげると確信しておるか。同時にこれに伴う労働行政、労働教育、さらには施策において、十分な備えを持つておるかということ、まず第一番にお伺いしたいのであります。なお私は時間を尊重する意味において、追究的なことを避けたいと思つたから、そのつもりでお答えを願いたいと思つた。

○賀来政府委員 まことにごもつとも御質問でございます、われ／＼の最も愛慮し、最も強く責任を感じておられます。御指摘の点であります。いかに法律がよく、適当な、妥当なものでございまして、これがうまく運

營できるかどうかという点については、われ／＼の責任が非常に重大であるということ、われ／＼も自覚をいたしておるのでございます。と同時に、この法令がうまく行くかどうかということは、まず第一に労働組合の委員の諸君、労働者諸君の協力、また使用者の皆さんの協力、さらに輿論の協力によらなければできないと考へるのでございます。まずわれ／＼労働当局といたしましての責任を果しますためには、本年度の予算におきまして、特に労働教育に關します経費は——この経費は財政の非常に多端な際でございますが、相当額の増額を認めていただいておるのでございます。さらにこの法の普及徹底に關しましては、もしこれが通過いたしましたら、施行することになりますならば、ただちに関係者と連絡協議会、あるいは講習会、講演会等を全国各地で開催いたしまして、趣旨徹底に資したいと考へておるのであります。しかし根本の問題は、やはり労働者がみずから自覚することによりまして、これは何党というわけではございませんが、一部の政党、あるいは政府、あるいは使用者の支配を排除するきわめて強い民主的、自主的な組合になることが、最も肝要であると考えておる次第であります。

○島田委員 第二点といたしまして、労組法の第六條中に、労働組合が労働協約をやる場合に、その組合の代表者、あるいは組合が委任交渉をやるということになつておりますが、これは昨日も公聴会で御意見もあつたように、使用者側には委任交渉は認めていないのであります。私は、これは使用者側におきまして、どちらかと申せば、いわゆる時代遅れといひますか、多少曖昧な使用者というものも相当見受けられるのでありまして、そういう方々に対しては、やはり委任制をとつておかないと、いろ／＼円滑な交渉が行われずして、かえつて労働者側にも不利益になるのではないかと考へるのでございます。この点はいかがでございましょうか。

○松崎政府委員 第六條は、労働組合の交渉権限で、労働組合のみについて書いておるのであります。使用者につきましても、委任をし得るといふことは、現行法においてもそういう解釈であるし、改正案においてもそういう解釈であります。

○島田委員 次は地労委あたりで従来よく見受けられた、議論のあるところでありまして、労働委員会は、中労委でも地労委でも同じであります。会長は議決権はもちろんであります。が、表決権を常に行使できるかどうか、同時に、可否同数の場合に決定権を持つておることはもちろんであります。その場合に二重に行使できるかどうか、この点をお尋ねいたします。

○松崎政府委員 第二十一條の第四項におきまして、「可否同数のときは、会長の決するところによる。」ということによりまして、明確にこの解決は書かれております。

○島田委員 可否同数の場合は、それでけつておるのですが、よく問題の起る点でありまして、何かそこに議決権を表明できるような行動がとれるかどうかという点について、これは地方でもよく問題が起きます。何か明確なお答えがあれば、聞きたいと思つた。

○松崎政府委員 これは委員長が初めに一票投じて、そうしてどうしても可否同数であつたというときには、さらに委員長がその最後の決をとるといふことに解釈しております。

○島田委員 ただいまのお答えで、私には一つの大きな例をつくつたと思つた。次は事務局の中立性でありまして、これは十分保持せねばならぬという方針で進むつもりであります。自由にかまかして置くというつもりでありますが、方針をお聞きしたいと思つた。

○賀来政府委員 労働委員会の性格は、あくまで中正な性格を持たなければならぬのであります。従つてこれを補佐する事務局は、十分中立性を保持すべきものであると考へております。なお最近いろ／＼な情報を聞くのであります。この点につきましては、労働省としては責任をもちまして、本来の使命にかえるように、努力をいたしたいと思つた。

○島田委員 次はちよつと愚問になるかも知れませんが、第二十一條三で、労働委員会は、委員が各一名ずつ出席しなければ会議は開けないということになつております。この場合に公益委員の中から会長を選んでおられますが、会長が出席しておれば、一名として数えることができるかどうか。会長は別にして、公益委員が一名出席しなければならぬかどうかという点を御説明願いたいと思つた。

○松崎政府委員 会長も公益委員から選ばれますので、公益委員であることにはかわりはありません。

○島田委員 最後に私は昨日の公聴会において、末弘公進人の本改正案に対する意見の中で、二年間の実務に携わつた体験上、いろ／＼背筋に當る注意ありまして、私もその点、実際にそういうことが考へられるだろう、またこの際あるいは修正して置かなければ、実務上支障を来しはしないかという考へも持つたのであります。ただいまから申し上げる点について、改正あるいは修正しなくても、十分にやれるというような御方針があるか、その点をお聞きしたいと思つた。

まず第一番は、地労委員が五名となつておられますが、これは昨日も申し上げられたように、あるいは東京、大阪、福岡というふうな非常に委員の仕事のほげしいところでは、なか／＼実際上ごなし切れぬだろう。さらにまた今度は資格審査ということも、ずいぶん煩瑣な仕事となつて参ります関係上、これは定員を増加し得る措置が講ぜられておる方がよいのではないかと、という点であります。

次は不当労働行為が大体判然いたしまして、労働委員会で大体そういう見通しがつた場合に、民事訴訟法に従つて当事者が裁判所に仮処分を願ひ出なければならぬというふうなことで、裁判所と労働委員会との間にいろいろと摩擦が起きやすいのではないかと。労働委員会自体が、裁判所にただちに仮処分を請求できるような措置をとつておくことが必要ではないか、という点であつたと思つた。

次には七條の第三号は、一号二号と別な扱い方ではないか。三号は七條をもつて処置するの非常に困難を伴うように思つた。これに対して何か修正すべき点があるか、これに対して何か修正すべき点があつた、と思つた。この三

点について御方針をお聞きしたいと思  
います。

○松崎政府委員 昨日の末弘先生の御  
意見の中の、第一点の臨時委員の問題  
等につきましては、これはわれ／＼と  
いたしまして、今回の改正におきまし  
て、準司法的のものは中立委員のみ  
まかす。こういう關係上、臨時委員を  
置きますれば、やはり中立委員の臨時  
委員も置かねばならぬ。準司法的にな  
るといふような問題を、臨時につかさ  
どられる方がおやりになるといふこと  
は、不適當である、これが第一点。そ  
れから調停のような問題につきまし  
ては、調停委員制度を大いに御活用願  
えれば、まかなえるのではないかと、こ  
れが第二点。この二つの点から、臨時委  
員は、現行法にはありますが、改正法  
案では置かないという方針をとつてお  
ります。それから労働委員会が裁判所  
に仮処分を申請できるというところは、  
これは種々裁判所關係とも打合せして  
みたのでありますが、現行の法組織に  
おきましては、この改正法案の二十七  
條というところで行くのが、現  
在の裁判組織においてなし得る最大限  
度であるといふような見解から、とつ  
ておりません。それから第三番目の七  
條の三号の不当労働行為、これだけは  
直罰したらいではないかといふよう  
な御意見でありましたが、これも第一  
号第二号と同様に、使用者の不当労働  
行為といまして、そうして労働者  
側の原状回復といふことを主眼に置い  
た方がよからうといふような見解のも  
とに、一号二号と差別取扱いをしない  
ことにいたしましたのであります。

○賀來政府委員 第一点の御質問に対  
する、松崎政府委員の答弁に補足を申

し上げたいと思ひます。末弘会長が御  
経験の結果申されたこと、特に東京都  
の労働委員会の会長としての御経験に  
つきましては、私どももよく存じてお  
ります。ただ問題が二つにわかれるの  
であります。一つは準司法的の、いわ  
ゆる現行法の第十一條違反の問題が非  
常に多く出ているので、これの取扱  
いについて、中立委員の数が足りない状  
況であつたこと、もう一つは調停、あ  
つせんが非常に多いといふことで、委  
員が足りないといふことであります。  
後者の調停あつせんにつきましては、  
先ほど申しましたように、労働法にお  
きまして、最もその事案に専門的な關  
係にあります調停委員は、廣くこれは  
依頼できるのであります。これによつ  
てカバーできるのであります。ところで  
準司法的な問題に關しましては、非  
常にお忙しいことはよくわかるのであ  
りますが、しかしながらこの準司法的  
な事務の判定といふものは、相当やは  
り人の権利にも關係をして來るのであ  
りますから、われ／＼といまして  
は、臨時委員といふような建前でなし  
に、専門的にこの仕事に當つていた  
く方を依頼するのが最も適當であると  
考えます。従いまして今度の法案にお  
きましては、中立委員は専任の方、すな  
わちフル・タイムに従事していただく  
方を置くことができる。これは手当を  
別に法律で定めるといふことになつて  
いるのであります。われ／＼といまし  
ましては、運用の際に、小くとも五人  
のうち三人程度は、専門的に中立委員  
の仕事に従事できる方を御依頼申し上  
げ、またさようなとりはかりをいた  
したいと考えておるのであります。ど  
うぞ御了解を願ひたいと考へます。

○島田委員 なおいろ／＼質問申し上  
げたいこともありませんが、時間もよほ  
ど過ぎたこの際、私の質問はこれで一  
應終ることになります。

○倉石委員長 本日はこの程度にとど  
めまして散会いたします。次会は明十  
一日午前十時より開会いたします。  
午後六時四十四分散会

〔参照〕

公共企業体労働關係法の施行に關す  
る法律案（内閣提出）に關する報告  
書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月二十六日印刷

昭和二十四年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局